

# ねりまの国保

令和2年度（2020年度）

— 令和元年度実績 —

練馬区 区民部

国保年金課・収納課

## 目次

1	国民健康保険制度・退職者医療制度のしくみ .....	1
2	財政 .....	2
	(1) 歳入	3
	(2) 歳出	3
	(3) 歳入決算状況	4
	(4) 歳出決算状況	4
3	被保険者 .....	5
	(1) 国民健康保険の被保険者	5
	(2) 被保険者の加入状況	6
	(3) 被保険者の構成比（各年度平均）	7
	(4) 外国人被保険者の加入状況	8
	(5) 練馬区人口と国保被保険者との年齢構成の対比	9
	(6) 理由別増減の内訳	10
	(7) 加入者・医療費諸率の推移	11
4	保険料 .....	12
	(1) 賦課率・保険料率等の推移	12
	(2) 平成31年度保険料算定方法	13
	(3) 特別区国保共通基準等の保険料算定のしくみ	14
	(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（本算定時点）	15
	(5) 保険料収入の推移	16～19
	<参考>保険料階層別の収納率（現年分）	19
	(6) 保険料納付方法の状況	20
	(7) 保険料の減額賦課	21
	(8) 非自発的失業者の保険料軽減	21
	(9) 保険料の減免	22
	(10) 東日本大震災の被災者に係る保険料減免	22

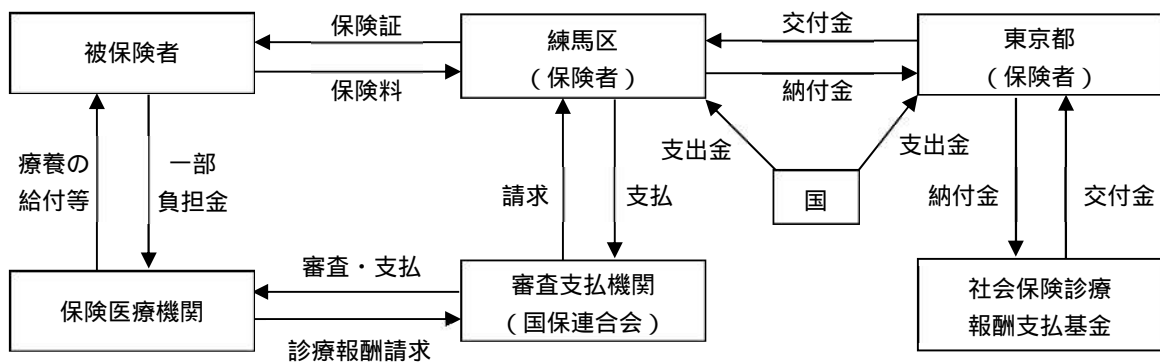
5	保険給付	23
	(1) 保険給付の推移	23～24
	(2) 療養の給付等（現物給付）	25～32
	(3) 療養費の支給（現金給付）	33
	(4) 移送費の支給（現金給付）	34
	(5) 高額療養費、高額療養費資金貸付、高額医療・高額介護合算療養費	34～38
	(6) その他の給付（出産育児一時金、出産費資金貸付、葬祭費、結核・精神医療給付金）	38～40
	(7) 一部負担金の減免	40
	(8) 医療費の適正化	41～43
6	保健事業	44
	(1) 練馬区国民健康保険データヘルス計画	44
	(2) 特定健康診査・特定保健指導	44
	(3) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨	45
	(4) 糖尿病重症化予防事業	45
	(5) 保養施設	45
7	趣旨普及	46
	(1) 印刷物による周知	46
	(2) ねりま区報による周知	46～47
	(3) インターネットによる案内	47
8	国民健康保険運営協議会	48～49
9	組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）	50
10	練馬区国民健康保険の沿革	51～57
11	保険料率等の推移	58～59
	<資料編>	60
	国民健康保険事業状況報告書（平成31年度）	60～84

# 1 国民健康保険制度・退職者医療制度のしくみ

国民健康保険は、病気やけがをしたときに誰もが安心して適切な医療を受けるために設けられた制度であり、この制度を維持させるため国などからの負担金と加入者の方に納付していただく保険料を財源にし、医療費にあてる支え合いの制度になります。

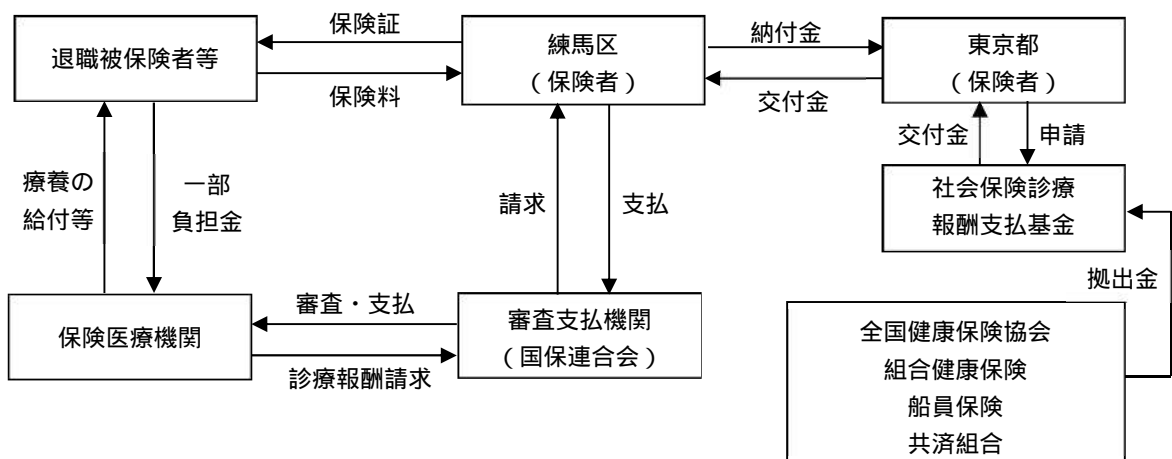
平成 30 年度からの国民健康保険の制度改正に伴い、都道府県と区市町村がともに保険者として運営しており、都道府県は主に国民健康保険の財政運営を行い、区市町村は資格の取得・喪失や保険証の交付、保険料の賦課・徴収、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を行います。

## ○ 国民健康保険制度のしくみ



国民健康保険制度での医療に要する費用は、保険料および国や都からの支出金等で賄われている。

## ○ 退職者医療制度のしくみ



退職者医療制度での医療に要する費用は、保険料および交付金で賄われているため、公費負担はない。

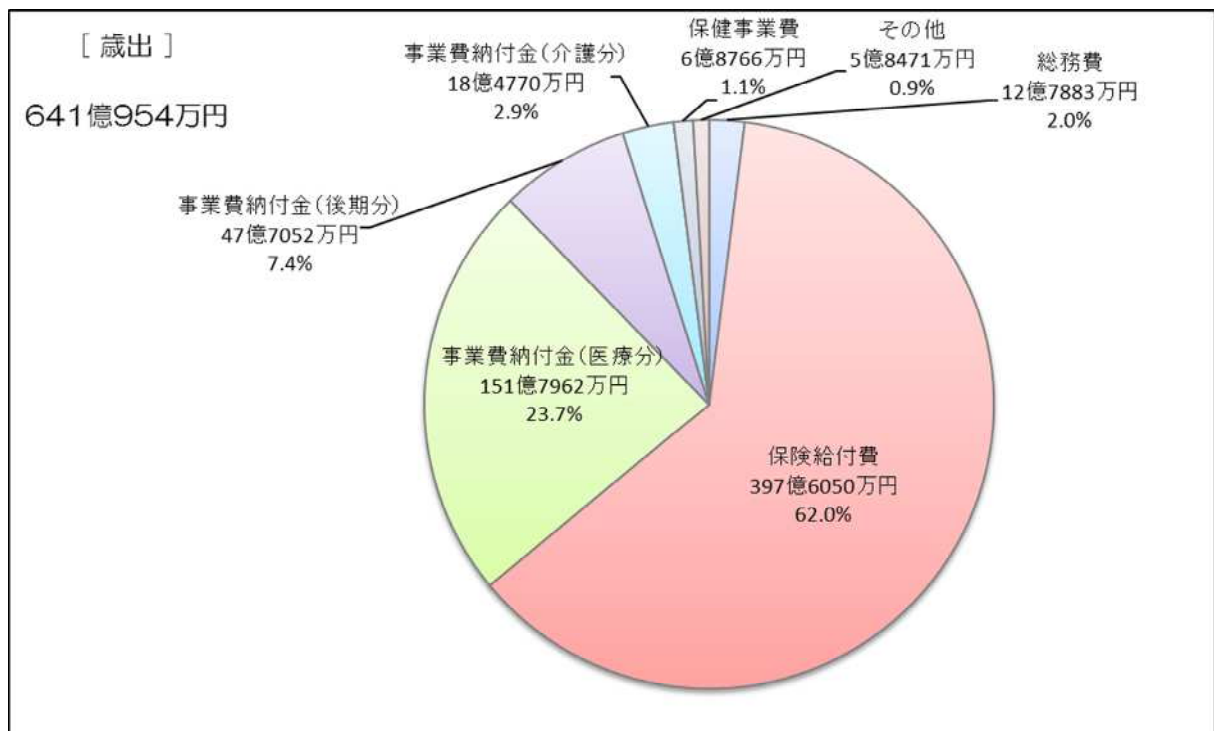
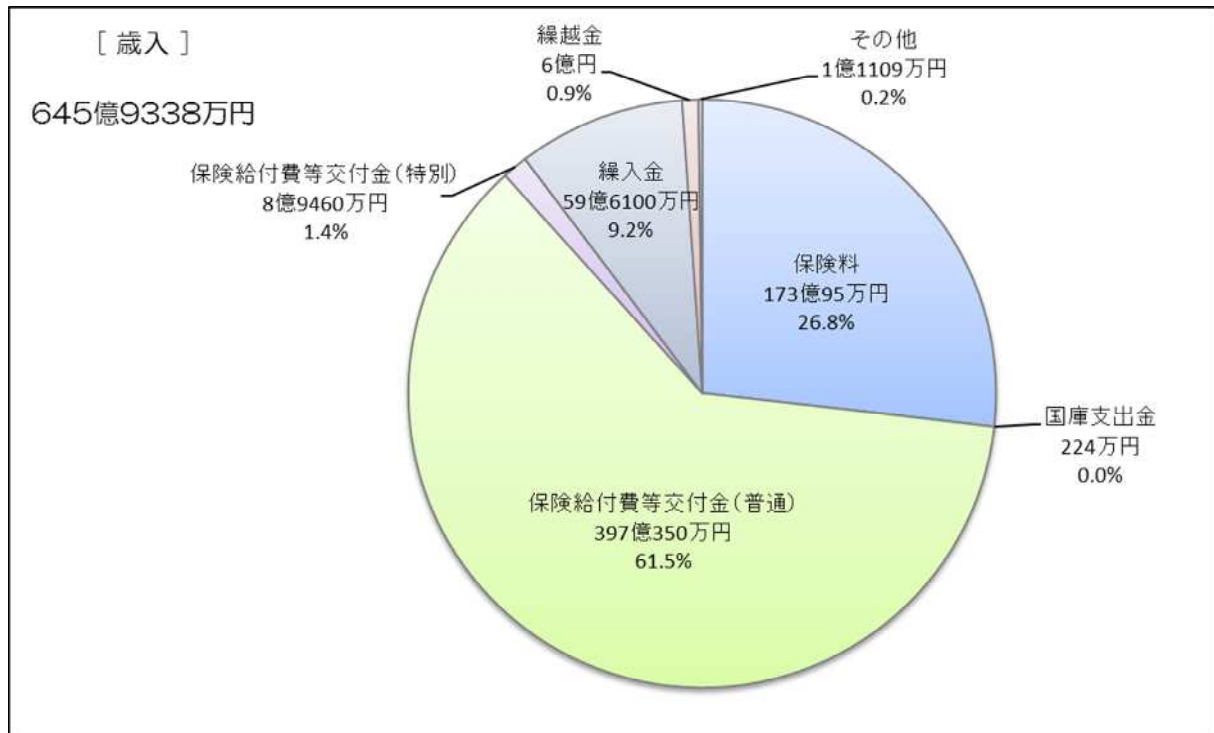
本制度は平成 20 年度で廃止。ただし、経過措置として平成 26 年度末までに適用を受け、65 歳到達等により外れるまでは、制度として存続する。

## 2 財政

国民健康保険事業に要する経費は、特別会計を設置して管理している。(国民健康保険法第10条)

令和元年度は、歳入が645億9338万円、歳出が641億954万円で、前年度と比較して、歳入は17億8884万円(2.7%)減、歳出は16億7868万円(2.5%)減となっている。

### ○令和元年度 決算構成図



( 1 ) 歳入

保険料		「 4 保険料の項 ( 12 頁 ) 」参照
国庫支出金	国庫補助金	災害臨時特例補助金 東日本大震災被災に伴う保険料および一部負担金等減免に対する臨時特例補助金
	国庫補助金	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 オンライン資格確認導入のためのシステム改修費用に対する補助金
都支出金	都補助金	保険給付費等交付金 国民健康保険事業を持続的・安定的に運営していくための交付金 ・普通交付金 ( 保険給付に必要な費用に対する交付金 ) ・特別交付金 ( 災害等特別な事情に対する交付金 )
	都補助金	財政安定化基金交付金 災害等の特別な事情により収納不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける交付金 ・財源不足額のうち保険料収納不足額 × 1/2 以内を交付
繰入金	繰入金	保険基盤安定繰入金 ・保険料軽減分 ( 一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数 × 基準単価 ) ・保険者支援分 ( 一般被保険者の均等割保険料軽減対象者数 × 1 人当たり平均保険料算定額 × 一定割合 )
	繰入金	職員給与費等繰入金 総務費など国民健康保険の事務の執行に要する経費分
	繰入金	出産育児一時金繰入金 出産育児一時金の支給に要する経費分 × 2 / 3
	繰入金	その他一般会計繰入金 その他国民健康保険事業会計の財源不足分の繰入金
特別区債	特別区債	財政安定化基金貸付金 予期せぬ保険料の収納不足等により財源不足となった場合に、都の財政安定化基金から受ける貸付金

( 2 ) 歳出

総務費	職員人件費、事務費等
保険給付費	「 5 保険給付の項 ( 23 頁 ) 」参照
国民健康保険事業費納付金	都が国民健康保険事業を運営するために、区市町村が都に納める納付金 ( 医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分 )
財政安定化基金拠出金	災害等の特別な事情により収納不足となり、基金から財政安定化基金交付金の交付を受けた場合に、交付を受けた翌々年度に交付額の 1 / 3 相当額を拠出金として都へ納付する費用
財政安定化基金償還金	予期せぬ保険料の収納不足等により基金から財政安定化基金貸付金の貸付を受けた場合に、償還金の納付にかかる費用
保健事業費	特定健康診査・保健指導にかかる事業費・事務費

## ( 3 ) 歳入決算状況

( 単位 : 千円 )

歳入区分	27年度	28年度	29年度	歳入区分	30年度	元年度
保 険 料	18,391,911 (22.7)	18,167,642 (23.0)	17,869,598 (23.3)	保 険 料	17,690,774 (26.6)	17,300,951 (26.8)
国庫支出金	15,412,533 (19.0)	15,472,182 (19.6)	14,952,890 (19.5)	国庫支出金	2,240 (0.0)	22,246 (0.0)
療養給付費 交付金	871,826 (1.1)	683,932 (0.9)	532,408 (0.7)	都 支 出 金 保険給付費等 交付金(普通)	40,272,938 (60.7)	39,703,498 (61.5)
前期高齢者 交付金	11,790,123 (14.5)	11,755,096 (14.9)	12,966,012 (16.9)	都 支 出 金 保険給付費等 交付金(特別)	792,087 (1.2)	894,595 (1.4)
都 支 出 金	4,422,948 (5.5)	4,369,036 (5.5)	4,044,432 (5.3)	都 支 出 金 財政安定化 基金交付金	0 (0.0)	0 (0.0)
共 同 事 業 交付金	19,234,900 (23.7)	19,598,640 (24.8)	18,423,318 (24.1)	特 別 区 債 財政安定化 基金貸付金	0 (0.0)	0 (0.0)
繰 入 金	10,360,856 (12.8)	8,178,769 (10.4)	7,135,834 (9.3)	繰 入 金	6,899,125 (10.4)	5,960,998 (9.2)
繰 越 金	600,001 (0.7)	600,001 (0.8)	600,001 (0.8)	繰 越 金	600,000 (0.9)	600,000 (0.9)
その他収入	62,603 (0.1)	69,821 (0.1)	78,107 (0.1)	その他収入	125,058 (0.2)	111,092 (0.2)
計	81,147,701	78,895,119	76,602,600	計	66,382,222	64,593,380

( ) 内は歳入に占める割合(%)を表す。

## ( 4 ) 歳出決算状況

( 単位 : 千円 )

歳出区分	27年度	28年度	29年度	歳出区分	30年度	元年度
総 務 費	1,192,465 (1.5)	1,139,986 (1.5)	1,232,946 (1.6)	総 務 費	1,244,107 (1.9)	1,278,830 (2.0)
保険給付費	44,548,675 (55.3)	43,482,721 (55.5)	41,989,101 (55.2)	保険給付費	40,142,664 (61.0)	39,760,502 (62.0)
後期高齢者 支 援 金	9,713,534 (12.1)	9,286,821 (11.9)	8,993,302 (11.8)	国民健康保険 事業費納付金 (医療分)	15,740,882 (23.9)	15,179,621 (23.7)
前期高齢者 納 付 金	6,512 (0.0)	6,686 (0.0)	33,215 (0.0)	国民健康保険 事業費納付金 (後期分)	4,979,721 (7.6)	4,770,525 (7.4)
老人保健 拠 出 金	360 (0.0)	283 (0.0)	180 (0.0)	国民健康保険 事業費納付金 (介護分)	1,992,128 (3.0)	1,847,701 (2.9)
介護納付金	4,001,339 (5.0)	3,854,097 (4.9)	3,825,309 (5.0)	財政安定化 基金拠出金	0 (0.0)	0 (0.0)
共 同 事 業 拠 出 金	19,483,138 (24.2)	19,363,215 (24.7)	18,553,382 (24.4)	保健事業費	704,483 (1.1)	687,656 (1.1)
保健事業費	819,760 (1.0)	775,055 (1.0)	742,260 (1.0)	その他支出	978,237 (1.5)	584,708 (0.9)
その他支出	781,916 (1.1)	386,254 (0.6)	632,905 (0.8)			
計	80,547,699	78,295,118	76,002,600	計	65,782,222	64,109,543

( ) 内は歳出に占める割合(%)を表す。

### 3 被保険者

#### (1) 国民健康保険の被保険者

##### ア 国民健康保険

練馬区内に住所がある者は、国民健康保険法（以下、「国保法」という。）

第5条の規定に基づき、区が運営する国民健康保険の被保険者とされる。ただし、国保法第6条の規定に基づき、つぎのいずれかに該当する者については除かれる。

健康保険法、船員保険法、各種公務員共済組合法等の規定による被保険者  
または組合員およびその被扶養者

日雇特例被保険者および被扶養者

後期高齢者医療制度（ ）の加入者

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

国民健康保険組合の被保険者

その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの

##### イ 退職者医療制度

国民健康保険の被保険者であって、老齢（退職）年金および通算老齢（退職）年金の受給権者で、64歳以下の方とその被扶養者は、退職者医療制度（退職者医療対象者）とする。また、その資格取得要件として、退職被保険者は、被用者年金加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上の者とする。退職被保険者の被扶養者で、同一世帯に属する配偶者および三親等内の親族等に該当する者も対象とする。

（本則は平成20年度で廃止。ただし、経過措置として平成26年度末までに適用を受け、65歳到達等により外れるまでは、制度として存続する。）

##### ウ 前期高齢者（65歳から74歳まで）

前期高齢者の医療一部負担の割合は、65歳から69歳までの方は3割、70歳から74歳までの方は、平成26年3月31日まで現役並み所得者を除き、1割を継続していた。平成26年4月1日以降、新たに70歳に到達した方は2割または3割負担となっている。（ただし、昭和19年4月1日までに生まれた方は特例措置として1割に据置きとしていた。）70歳から74歳までの方には、医療機関等の窓口で支払う一部負担割合が表示されている高齢受給者証を交付する。

##### 後期高齢者医療制度

平成20年4月から、老人保健制度を廃止し、75歳以上の者と、65歳から74歳までの一定の障害を持つ者を対象とした後期高齢者医療制度が創設された。都道府県単位の広域連合が制度運営を行い、区市町村が保険料徴収等を行う。医療費の患者負担分を除き、公費（5割）、現役世代からの支援金（4割）の他、被保険者からの保険料（1割）で運営され、高齢者が安心して医療を受けられるしくみとなっている。（別冊「ねりまの後期高齢者医療」を参照。）



( 2 ) 被保険者の加入状況

令和元年度末における加入世帯数は、前年度末よりも 1,899 世帯減の 101,946 世帯、被保険者数は、5,043 人減の 144,169 人となっている。1 世帯当たりの被保険者数は、1.41 人となっている。

年度別被保険者等の加入状況

( 単位：世帯数・世帯 被保険者数・人 )

年度	練馬区			国民健康保険					
	世帯数	人口	1世帯当たりの人数	世帯数	世帯加入率	被保険者数	1世帯当たりの被保険者数	被保険者加入率	
27	年度末	357,910	720,915	2.01	113,726	31.8%	173,818	1.53	24.1%
	平均	355,190	718,669	2.02	115,738	32.6%	178,510	1.54	24.8%
28	年度末	362,845	725,608	2.00	109,543	30.2%	164,033	1.50	22.6%
	平均	360,345	723,221	2.01	112,756	31.3%	170,762	1.51	23.6%
29	年度末	367,911	729,933	1.98	106,144	28.9%	155,232	1.46	21.3%
	平均	365,358	727,948	1.99	108,544	29.7%	160,521	1.48	22.1%
30	年度末	373,661	734,689	1.97	103,845	27.8%	149,212	1.44	20.3%
	平均	370,535	732,407	1.98	105,586	28.5%	153,118	1.45	20.9%
元	年度末	380,349	741,588	1.95	101,946	26.8%	144,169	1.41	19.4%
	平均	376,821	738,138	1.96	103,550	27.5%	147,479	1.42	20.0%

年度別被保険者等の内訳

( 単位：人 )

年度	被保険者内訳						被保険者加入率
	一般被保険者数	退職被保険者等数			合計		
		本人	被扶養者	計			
27	年度末	171,242	1,985	591	2,576	173,818	24.1%
	平均	175,465	2,361	684	3,045	178,510	24.8%
28	年度末	162,454	1,241	338	1,579	164,033	22.6%
	平均	168,662	1,634	466	2,100	170,762	23.6%
29	年度末	154,436	642	154	796	155,232	21.3%
	平均	159,324	950	247	1,197	160,521	22.1%
30	年度末	149,021	172	19	191	149,212	20.3%
	平均	152,605	423	90	513	153,118	20.9%
元	年度末	144,157	11	1	12	144,169	19.4%
	平均	147,393	80	6	86	147,479	20.0%

(3) 被保険者の構成比(各年度平均)

被保険者の構成比では、被保険者に占める70歳以上一般の割合、および、70歳以上現役並の割合が徐々に増加している。一方、被保険者に占める未就学児の割合は減少傾向にある。

(単位:人)

年度・被保険者内訳	一般被保険者		退職被保険者等		合計			
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	前年度比	
27	被保険者	175,465		3,045		178,510		-3.7%
	未就学児	5,081	2.9%	3	0.1%	5,084	2.8%	-8.9%
	前期高齢者	53,544	30.5%			53,544	30.0%	0.2%
	70歳以上一般	22,924	13.1%			22,924	12.8%	-3.0%
	70歳以上現役並	3,522	2.0%			3,522	2.0%	-7.4%
28	被保険者	168,662		2,100		170,762		-4.5%
	未就学児	4,680	2.8%	0	0.0%	4,680	2.7%	-8.6%
	前期高齢者	52,440	31.1%			52,440	30.7%	-2.1%
	70歳以上一般	21,525	12.8%			21,525	12.6%	-6.5%
	70歳以上現役並	3,248	1.9%			3,248	1.9%	-8.4%
29	被保険者	159,324		1,197		160,521		-6.4%
	未就学児	4,114	2.6%	0	0.0%	4,114	2.6%	-13.8%
	前期高齢者	50,537	31.7%			50,537	31.5%	-3.8%
	70歳以上一般	21,615	13.6%			21,615	13.5%	0.4%
	70歳以上現役並	3,224	2.0%			3,224	2.0%	-0.7%
30	被保険者	152,605		513		153,118		-4.8%
	未就学児	3,750	2.5%	0	0.0%	3,750	2.4%	-9.7%
	前期高齢者	48,742	31.9%			48,742	31.8%	-3.7%
	70歳以上一般	22,191	14.5%			22,191	14.5%	2.6%
	70歳以上現役並	3,368	2.2%			3,368	2.2%	4.3%
元	被保険者	147,393		86		147,479		-3.8%
	未就学児	3,380	2.3%	0	0.0%	3,380	2.3%	-10.9%
	前期高齢者	47,004	31.9%			47,004	31.9%	-3.7%
	70歳以上一般	22,787	15.5%			22,787	15.5%	2.6%
	70歳以上現役並	3,434	2.3%			3,434	2.3%	1.9%

65歳以上は退職者医療制度非該当

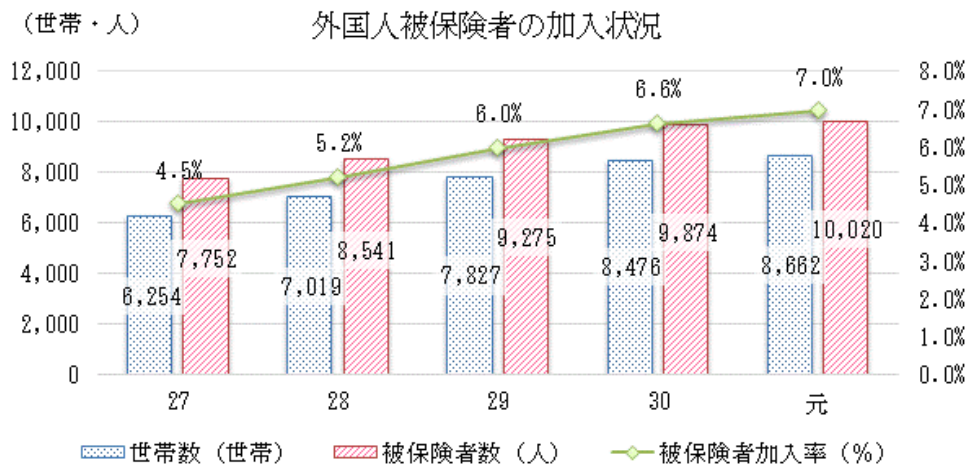
(4) 外国人被保険者の加入状況

外国人被保険者は年々増えており、被保険者に対する外国人被保険者の占める割合は4年間で約1.5倍となった。国籍別では中国人が半数以上を占めている。

年度別外国人被保険者の加入状況 (単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	世帯数	世帯加入率	被保険者数	被保険者加入率
27	6,254	5.5%	7,752	4.5%
28	7,019	6.4%	8,541	5.2%
29	7,827	7.4%	9,275	6.0%
30	8,476	8.2%	9,874	6.6%
元	8,662	8.5%	10,020	7.0%

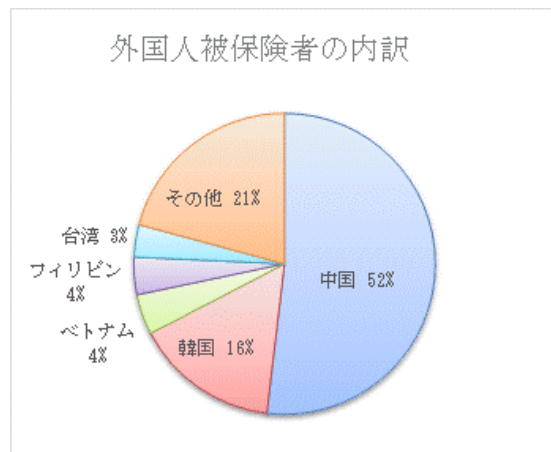
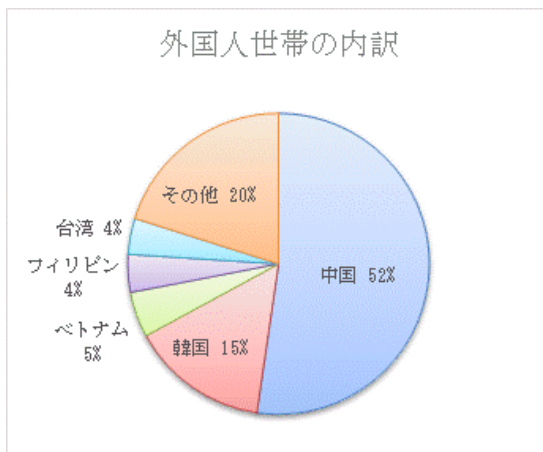
加入率は年度末における国保世帯、被保険者に占める国保外国人世帯、被保険者の割合



○ 国籍別外国人被保険者の加入状況 (年度末時点)

(単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

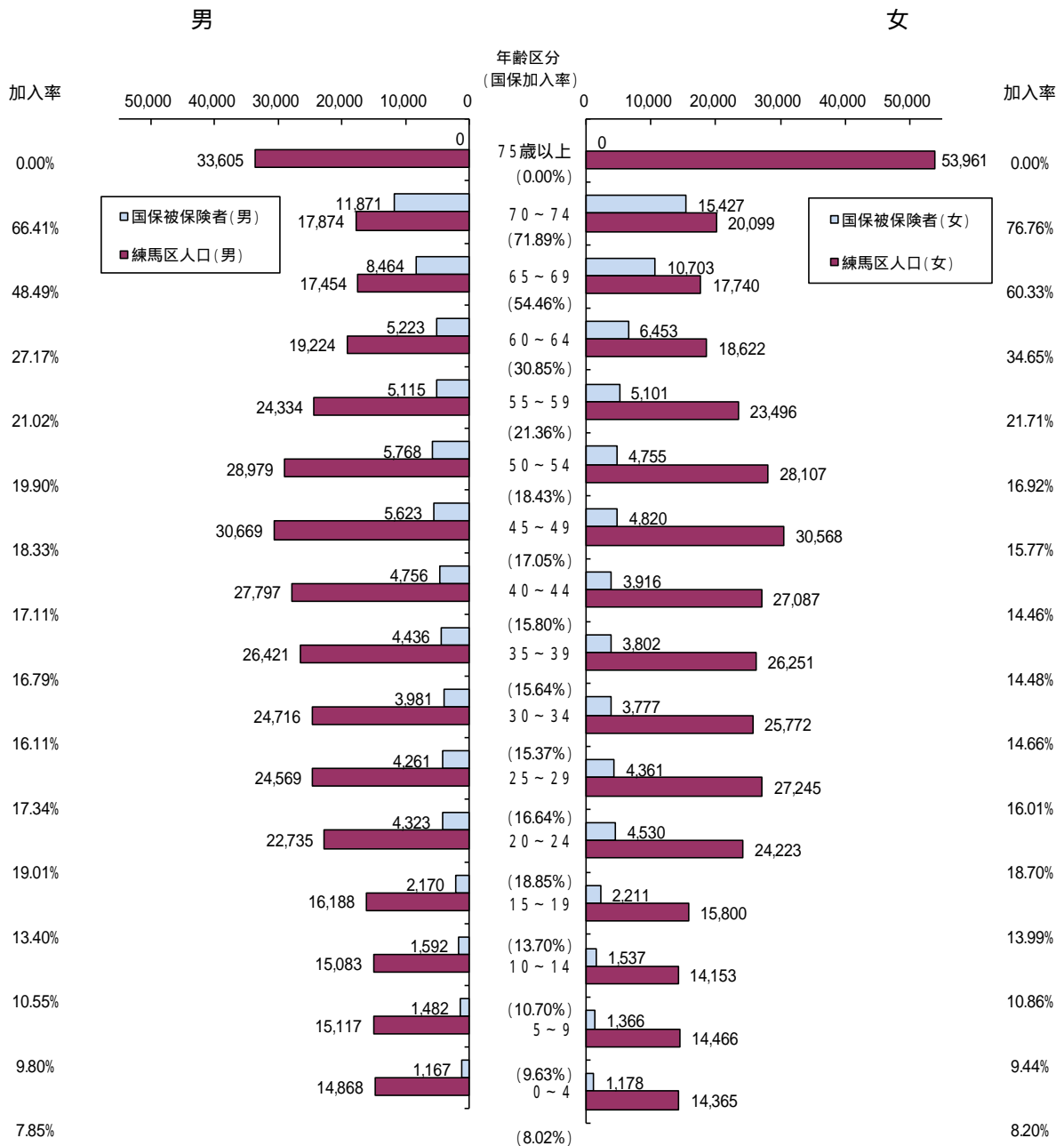
国籍	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	台湾	その他
世帯数	4,531	1,279	422	352	335	1,743
被保険者数	5,198	1,553	432	404	348	2,085



( 5 ) 練馬区人口と国保被保険者との年齢構成の対比

(令和2年3月31日現在)

男	練馬区人口	女
359,633 人	男女計 741,588 人(外国人住登者含む)	381,955 人
国保被保険者		
70,232 人 (19.53%)	男女計 144,169 人 (19.44%)	73,937 人 (19.36%)



被保険者のうち前期高齢者(65歳～74歳)は46,465人で、練馬区の前期高齢者人口73,167人の65.31%を占める。

75歳以上は後期高齢者医療制度の被保険者となる。

( 6 ) 理由別増減の内訳

資格取得の理由は、社会保険離脱、および、転入によるものが多い。一方、資格喪失の理由は社会保険加入、および、転出によるものが多い。

資格取得の理由別内訳 (年度計) (単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計	
	被保険者数						被保険者数	世帯数
27	11,025	18,877	529	770	2	2,810	34,013	24,222
28	10,797	18,750	474	656	2	3,216	33,895	24,359
29	10,649	17,736	434	589	0	3,514	32,922	24,361
30	12,985	18,918	414	470	0	1,234	34,021	25,730
元	13,076	18,715	403	461	1	1,053	33,709	26,155

資格喪失の理由別内訳 (単位：世帯数・世帯 被保険者数・人)

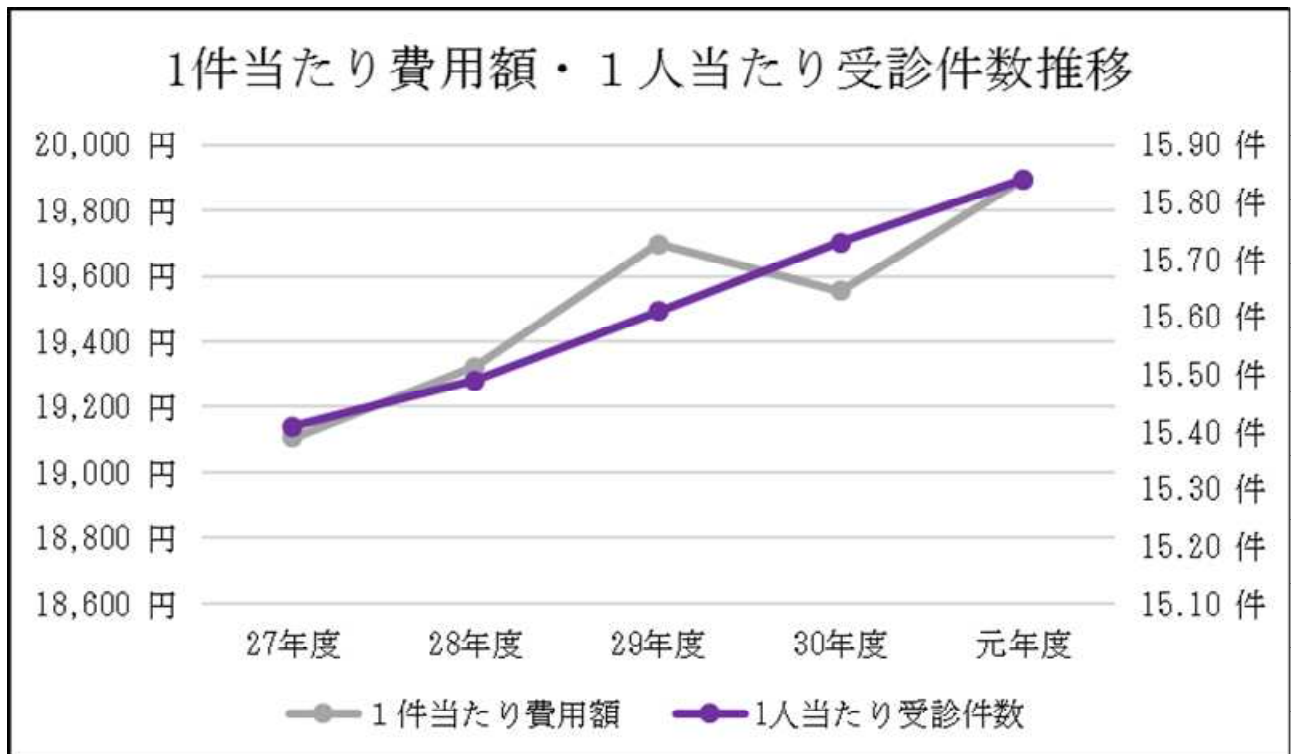
年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計	
	被保険者数						被保険者数	世帯数
27	10,862	20,401	1,044	903	5,490	2,467	41,167	26,755
28	10,621	22,660	983	877	5,789	2,750	43,680	28,541
29	10,636	21,267	767	857	5,477	2,719	41,723	27,759
30	10,667	19,531	784	863	5,548	2,648	40,041	28,028
元	10,739	19,216	748	790	4,680	2,579	38,752	27,774

(7) 加入者・医療費諸率の推移

年度計費用額を年度平均被保険者数で割った1人当たり費用額は年々増加している。令和元年度は、1件当たり費用額、および、年間1人当たり受診件数がいずれも増加し、1人当たり費用額の増加に結びついている。

年 度	27	28	29	30	元	
年間平均被保険者数 A	178,510 人	170,762 人	160,521 人	153,118 人	147,479 人	
上記内訳	一般被保険者数	175,465 人	168,662 人	159,324 人	152,605 人	147,393 人
	退職被保険者等数	3,045 人	2,100 人	1,197 人	513 人	86 人
年間受診件数(療養の給付) B	2,751,624 件	2,645,629 件	2,506,144 件	2,408,727 件	2,336,746 件	
年間費用額(療養の給付) C	52,575,291,447 円	51,121,460,045 円	49,363,026,164 円	47,102,243,878 円	46,491,922,785 円	
年間1人当たり受診件数( ) B/A	15.41 件	15.49 件	15.61 件	15.73 件	15.84 件	
1件当たり費用額 C/B	19,107 円	19,323 円	19,697 円	19,555 円	19,896 円	
年間1人当たり費用額 C/A	294,523 円	299,373 円	307,518 円	307,621 円	315,244 円	

診療報酬明細書(レセプト)の件数



## 4 保険料

保険料は、国庫支出金とともに国民健康保険事業の主要な財源である。平成 31 年度の保険料が歳入全体に占める割合は、26.8%だった。

< 保険料について（特別区統一保険料の考え方）>

国民健康保険制度は、法律改正により平成 30 年度から、東京都が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなった。

これまで、各保険者が地域ごとの医療給付費等を基に保険料を算定することが原則であったが、東京都が、都内すべての医療費等を賄うために必要な額として区市町村ごとに算定する納付金を基に保険料を算定する仕組みに改められた。

特別区では、制度発足以来統一保険料方式をとってきており、今回の制度改革の趣旨を踏まえ、将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく、23 区統一で対応する。ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。として、保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として定め、各区で条例をつくる際には、原則、この共通基準に合わせるという統一保険料方式による運用を申し合わせた。

これにより、特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区が条例で定める保険料率をこれに一致させて運用していく統一保険料方式を行っている。

練馬区においても、引き続き特別区統一保険料方式を採用している。

### （１） 賦課率・保険料率等の推移

年度		賦課率	賦課割合	保険料率		賦課限度額
			(所得割・均等割)	所得割率	均等割額	
27	基	50.00%	58 : 42	6.45/100	33,900 円	52 万円
	支	50.00%	58 : 42	1.98/100	10,800 円	17 万円
	介	50.00%	50 : 50	1.48/100	14,700 円	16 万円
28	基	50.00%	59 : 41	6.86/100	35,400 円	54 万円
	支	50.00%	59 : 41	2.02/100	10,800 円	19 万円
	介	50.00%	50 : 50	1.53/100	14,700 円	16 万円
29	基	50.00%	59 : 41	7.47/100	38,400 円	54 万円
	支	50.00%	58 : 42	1.96/100	11,100 円	19 万円
	介	50.00%	50 : 50	1.54/100	15,600 円	16 万円
30	基	50.00%	59 : 41	7.32/100	39,000 円	58 万円
	支	50.00%	59 : 41	2.22/100	12,000 円	19 万円
	介	50.00%	53 : 47	1.61/100	15,600 円	16 万円
元	基	50.00%	59 : 41	7.25/100	39,900 円	61 万円
	支	50.00%	59 : 41	2.24/100	12,300 円	19 万円
	介	50.00%	54 : 46	1.62/100	15,600 円	16 万円

基...基礎（医療）分保険料、支...後期高齢者支援金分保険料、介...介護分保険料

( 2 ) 平成 31 年度 ( 平成 31 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月 ) 保険料算定方法  
 保険料は世帯単位で算定され、世帯主を納付義務者として賦課される。

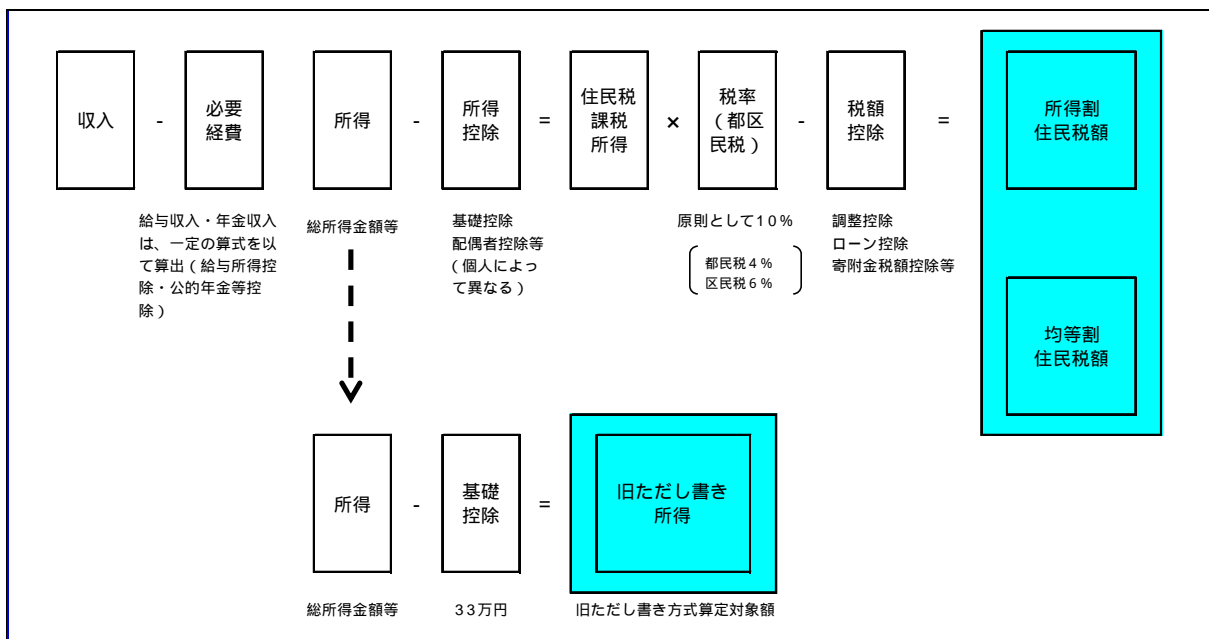
	< 均等割額 >	< 所得割額 >
基礎 ( 医療 ) 分		
年間保険料 = ( 39,900 円 × 世帯の被保険者数 ) + ( 世帯の被保険者全員の旧ただし書き所得金額 ) × 7.25 /100		
後期高齢者支援金分		
年間保険料 = ( 12,300 円 × 世帯の被保険者数 ) + ( 世帯の被保険者全員の旧ただし書き所得金額 ) × 2.24 /100		
介護分		
年間保険料 = ( 15,600 円 × 世帯の 40 歳 ~ 64 歳の被保険者数 ) + ( 世帯の 40 歳 ~ 64 歳の被保険者の旧ただし書き所得金額 ) × 1.62 /100		

旧ただし書き所得とは

前年中 ( 1 ~ 12 月 ) の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期 ( 短期 ) 譲渡所得金額等の合計額から、住民税基礎控除額 33 万円を差し引いた額

( ただし、総所得金額には退職所得は含まず、雑損失の繰越控除額は控除をしない。 )

[旧ただし書き所得と住民税との関係 ( イメージ図 ) ]

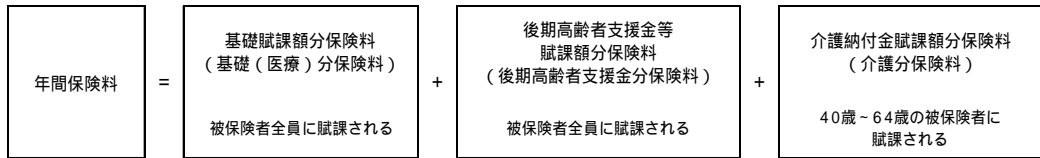




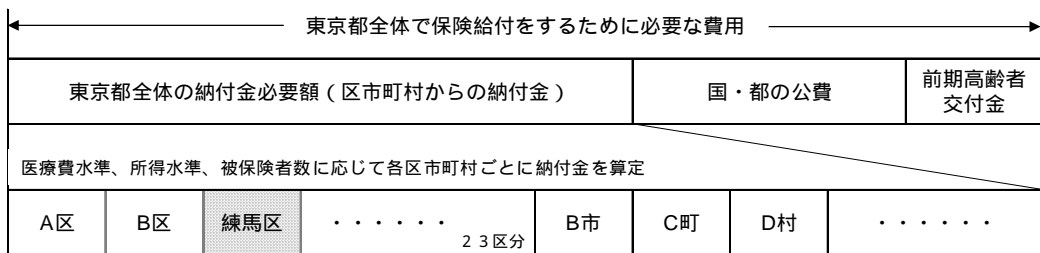
(3) 特別区国保共通基準等の保険料算定のしくみ

ア 国民健康保険の保険料

国民健康保険の年間の保険料は、つぎのように算定される。

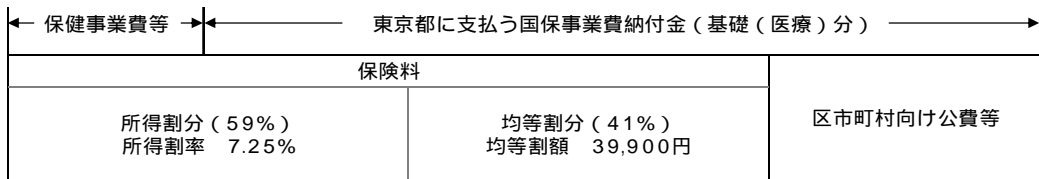


イ 国保事業費納付金算定のしくみ

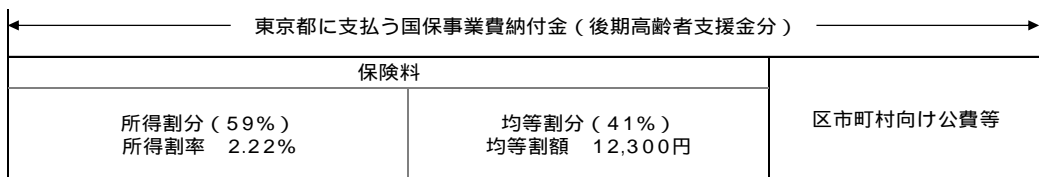


ウ 基準保険料率算定のしくみ

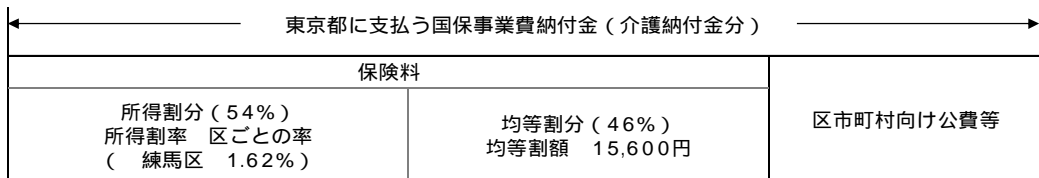
基礎(医療)賦課額分保険料(基礎(医療)分保険料)



後期高齢者支援金等賦課額分保険料(後期高齢者支援金分保険料)

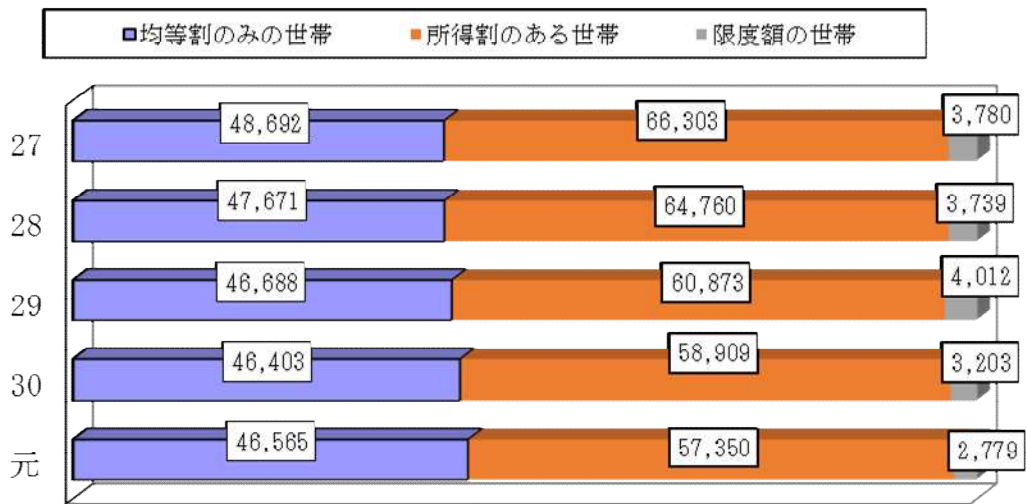


介護納付金賦課額分保険料(介護分保険料)



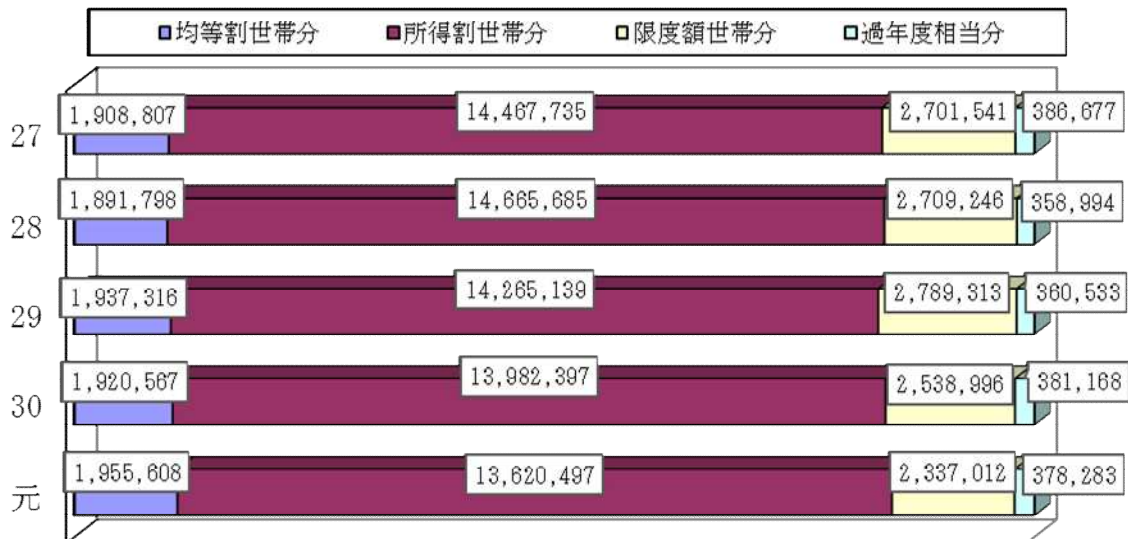
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合（本算定時点）

世帯構成率（基礎分）の推移 ※数字は世帯数



※基礎分は基礎（医療）分保険料

保険料（現年分）調定額構成率の推移 ※単位=千円



※基礎（医療）分、後期高齢者支援金分、介護分保険料の合計

(5) 保険料収入の推移

被保険者数の減少により調定額合計は減少しているが、1人当たりの調定額は増加している。また、収納率も増加傾向にある。

<現年分>

(単位：円・%)

年度		調定額 A=B+C+D	1人当 たりの 調定額	収納額		不納欠損額		収入未済額	
				金額 B	B/A	金額 C	C/A	金額 D	D/A
27	基礎	13,263,809,546	74,303	11,692,114,217	88.15	3,124,332	0.02	1,568,570,997	11.83
	支援	4,163,040,394	23,321	3,670,281,192	88.16	990,593	0.02	491,768,609	11.81
	介護	1,747,904,891	27,179	1,519,202,788	86.92	507,350	0.03	228,194,753	13.06
	合計	19,174,754,831	107,416	16,881,598,197	88.04	4,622,275	0.02	2,288,534,359	11.94
28	基礎	13,358,793,919	78,230	11,758,674,597	88.02	3,143,361	0.02	1,596,975,961	11.95
	支援	4,079,752,621	23,891	3,597,907,656	88.19	952,605	0.02	480,892,360	11.79
	介護	1,676,292,786	27,411	1,451,864,315	86.61	530,077	0.03	223,898,394	13.36
	合計	19,114,839,326	111,938	16,808,446,568	87.93	4,626,043	0.02	2,301,766,715	12.04
29	基礎	13,421,486,683	83,612	11,803,383,855	87.94	5,461,255	0.04	1,612,641,573	12.02
	支援	3,791,249,872	23,618	3,343,157,288	88.18	1,528,324	0.04	446,564,260	11.78
	介護	1,590,431,450	27,922	1,379,509,141	86.74	814,702	0.05	210,107,607	13.21
	合計	18,803,168,005	117,138	16,526,050,284	87.89	7,804,281	0.04	2,269,313,440	12.07
30	基礎	12,917,273,306	84,362	11,491,261,294	88.96	30,596,138	0.24	1,395,415,874	10.80
	支援	3,974,508,249	25,957	3,537,577,185	89.01	9,343,543	0.24	427,587,521	10.76
	介護	1,547,620,339	28,433	1,357,576,596	87.72	4,569,941	0.30	185,473,802	11.98
	合計	18,439,401,894	120,426	16,386,415,075	88.87	44,509,622	0.24	2,008,477,197	10.89
元	基礎	12,586,587,393	85,345	11,312,476,693	89.88	41,341,143	0.33	1,232,769,557	9.79
	支援	3,889,159,506	26,371	3,495,883,681	89.89	12,732,289	0.33	380,543,536	9.78
	介護	1,489,557,228	28,371	1,324,194,887	88.90	5,853,852	0.39	159,508,489	10.71
	合計	17,965,304,127	121,816	16,132,555,261	89.80	59,927,284	0.33	1,772,821,582	9.87

保険料収入の推移<現年分>

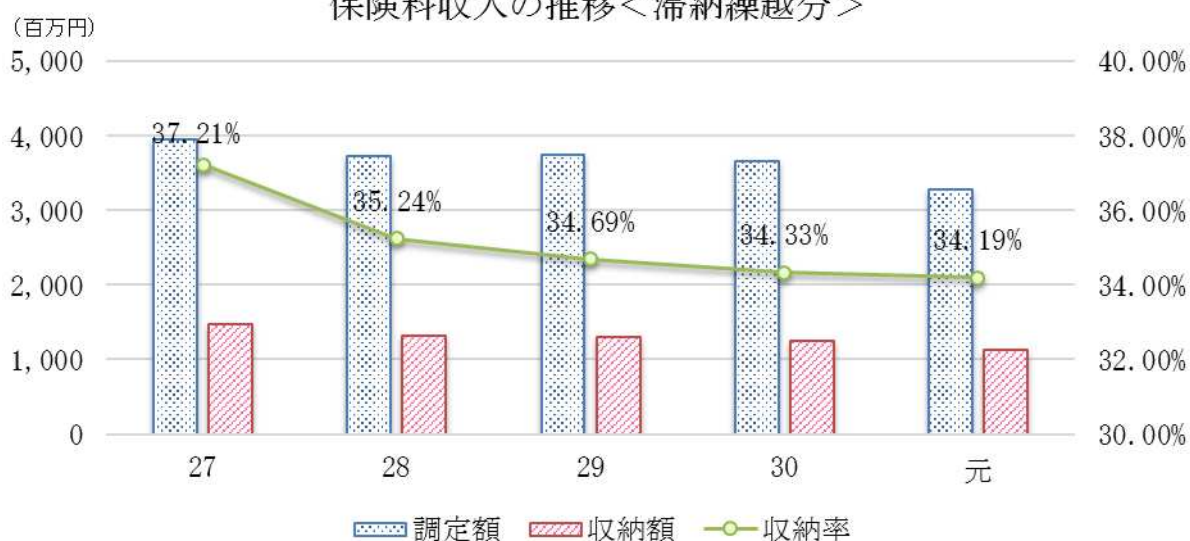


< 滞納繰越分 >

(単位：円・%)

年度		調定額 A=B+C+D 調	収納額		不納欠損額		収入未済額	
			金額 B	B/A	金額 C	C/A	金額 D	D/A
27	基礎	2,608,538,209	969,568,508	37.17	591,895,026	22.69	1,047,074,675	40.14
	支援	906,744,162	335,091,976	36.96	213,220,496	23.51	358,431,690	39.53
	介護	431,804,171	164,000,640	37.98	96,036,749	22.24	171,766,782	39.78
	合計	3,947,086,542	1,468,661,124	37.21	901,152,271	22.83	1,577,273,147	39.96
28	基礎	2,511,556,471	885,959,565	35.28	545,132,492	21.70	1,080,464,414	43.02
	支援	816,951,370	285,430,413	34.94	186,691,321	22.85	344,829,636	42.21
	介護	387,074,712	137,895,140	35.62	84,839,522	21.92	164,340,050	42.46
	合計	3,715,582,553	1,309,285,118	35.24	816,663,335	21.98	1,589,634,100	42.78
29	基礎	2,571,495,401	891,894,161	34.68	574,695,331	22.35	1,104,905,909	42.97
	支援	793,599,403	274,026,169	34.53	182,945,615	23.05	336,627,619	42.42
	介護	375,299,869	131,565,671	35.06	83,336,175	22.21	160,398,023	42.74
	合計	3,740,394,673	1,297,486,001	34.69	840,977,121	22.48	1,601,931,551	42.83
30	基礎	2,564,658,066	879,761,459	34.30	661,901,256	25.81	1,022,995,351	39.89
	支援	740,633,939	252,201,022	34.05	199,433,271	26.93	288,999,646	39.02
	介護	353,026,062	124,119,005	35.16	87,591,572	24.81	141,315,485	40.03
	合計	3,658,318,067	1,256,081,486	34.33	948,926,099	25.94	1,453,310,482	39.73
元	基礎	2,295,456,232	781,287,162	34.04	535,429,921	23.33	978,739,149	42.64
	支援	677,584,827	231,644,817	34.19	153,178,899	22.61	292,761,111	43.21
	介護	311,125,752	109,841,081	35.30	66,706,743	21.44	134,577,928	43.26
	合計	3,284,166,811	1,122,773,060	34.19	755,315,563	23.00	1,406,078,188	42.81

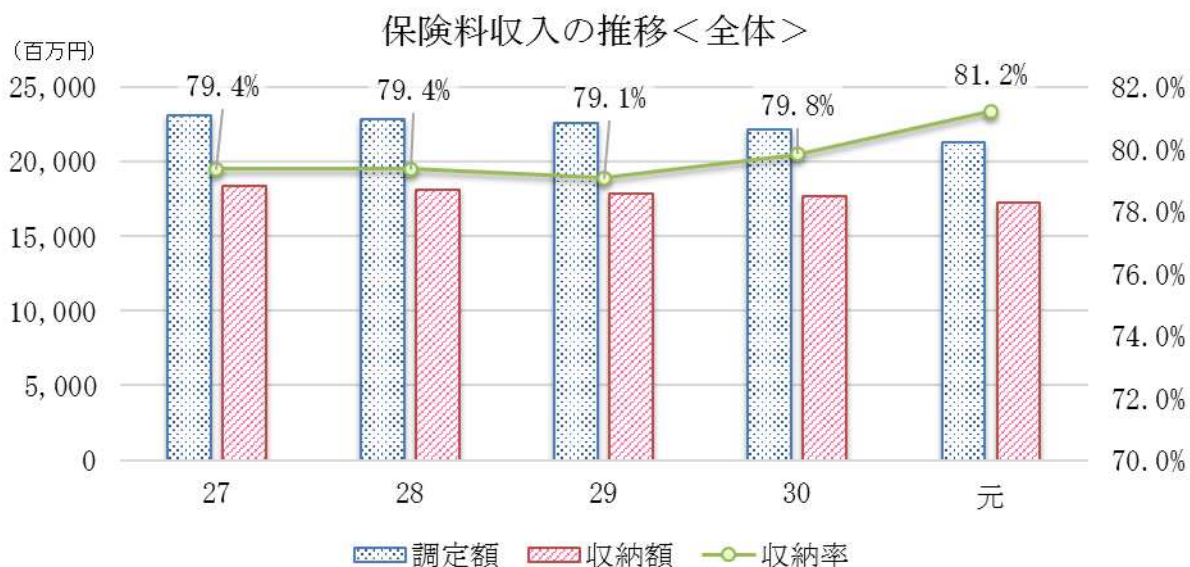
保険料収入の推移<滞納繰越分>



< 現年分・滞納繰越分合計 >

( 単位 : 円 ・ % )

年度		調定額 A=B+C+D	収納額		不納欠損額		収入未済額	
			金額 B	B/A	金額 C	C/A	金額 D	D/A
27	基礎	15,872,347,755	12,661,682,725	79.8	595,019,358	3.7	2,615,645,672	16.5
	支援	5,069,784,556	4,005,373,168	79.0	214,211,089	4.2	850,200,299	16.8
	介護	2,179,709,062	1,683,203,428	77.2	96,544,099	4.4	399,961,535	18.3
	合計	23,121,841,373	18,350,259,321	79.4	905,774,546	3.9	3,865,807,506	16.7
28	基礎	15,870,350,390	12,644,634,162	79.7	548,275,853	3.5	2,677,440,375	16.9
	支援	4,896,703,991	3,883,338,069	79.3	187,643,926	3.8	825,721,996	16.9
	介護	2,063,367,498	1,589,759,455	77.0	85,369,599	4.1	388,238,444	18.8
	合計	22,830,421,879	18,117,731,686	79.4	821,289,378	3.6	3,891,400,815	17.0
29	基礎	15,992,982,084	12,695,278,016	79.4	580,156,586	3.6	2,717,547,482	17.0
	支援	4,584,849,275	3,617,183,457	78.9	184,473,939	4.0	783,191,879	17.1
	介護	1,965,731,319	1,511,074,812	76.9	84,150,877	4.3	370,505,630	18.8
	合計	22,543,562,678	17,823,536,285	79.1	848,781,402	3.8	3,871,244,991	17.2
30	基礎	15,481,931,372	12,371,022,753	79.9	692,497,394	4.5	2,418,411,225	15.6
	支援	4,715,142,188	3,789,778,207	80.4	208,776,814	4.4	716,587,167	15.2
	介護	1,900,646,401	1,481,695,601	78.0	92,161,513	4.8	326,789,287	17.2
	合計	22,097,719,961	17,642,496,561	79.8	993,435,721	4.5	3,461,787,679	15.7
元	基礎	14,882,043,625	12,093,763,855	81.3	576,771,064	3.9	2,211,508,706	14.9
	支援	4,566,744,333	3,727,528,498	81.6	165,911,188	3.6	673,304,647	14.7
	介護	1,800,682,980	1,434,035,968	79.6	72,560,595	4.0	294,086,417	16.3
	合計	21,249,470,938	17,255,328,321	81.2	815,242,847	3.8	3,178,899,770	15.0



「基礎」は基礎（医療）分保険料、「支援」は後期高齢者支援金分保険料、「介護」は介護分保険料。

「介護」を除く被保険者1人当たり調定額は、年度末調定額 / 年間平均被保険者数。

「介護」の被保険者1人当たり調定額は、年度末調定額 / 年間平均介護保険第2号被保険者数。

収納額は還付未済額を除いた額。

不納欠損額は、調定額のうち徴収権の消滅時効等により徴収できなくなった額。

収入未済額は、調定額のうち保険料がその年度に収入されなかった額。

<参考> 保険料階層別の収納率（現年分）

（令和元年度実績）

保険料階層別	世帯数	調定額 (1世帯当たり調定額)	収納額 (収納率)	未納額	未納世帯数 (構成比)
10万円未満世帯	71,650	2,449,425,718円 (34,186円)	2,066,633,092円 (84.4%)	382,792,626円	13,308 (58.9%)
均等割世帯 (再掲)	50,541	1,536,725,850円 (30,406円)	1,252,381,548円 (81.5%)	284,344,302円	9,836 (43.5%)
10万円以上 20万円未満世帯	21,009	3,087,456,464円 (146,959円)	2,639,307,599円 (85.5%)	448,148,865円	4,507 (19.9%)
20万円以上 限度額未満世帯	29,189	11,474,702,648円 (393,117円)	10,530,398,411円 (91.8%)	944,304,237円	4,692 (20.8%)
限度額世帯	971	953,719,297円 (982,203円)	895,891,644円 (93.9%)	57,827,653円	89 (0.4%)
計	122,819	17,965,304,127円 (146,275円)	16,132,230,746円 (89.8%)	1,833,073,381円	22,596

世帯数は、年度途中で資格喪失した世帯の数を含む延べ世帯数。

1世帯当たり調定額には、過年度分の調定額も含まれている。限度額世帯では限度額（96万円）を上回った金額となっている。

収納額は還付未済額等を除いた額。

( 6 ) 保険料納付方法の状況

< 口座振替の状況 >

口座振替による収納は、収納率が高く、確実な納期内納付につながる。令和2年4月から、保険料の納付は原則口座振替とし、被保険者の利便性の向上と、安定した収納確保を図る。口座振替は現年度分が対象となる。

口座振替世帯数および世帯の加入率

年度	区分	口座振替世帯数	世帯の加入率	口座振替収納率
27		42,190	37.10%	99.38%
28		39,980	36.61%	99.35%
29		38,138	36.03%	99.39%
30		36,316	35.02%	99.41%
元		36,293	35.57%	99.42%

$$\text{世帯の加入率} = \frac{\text{対象年度末時点の口座振替世帯数}}{\text{対象年度末時点の国保加入世帯数}}$$

< コンビニエンスストア、モバイルレジ、金融機関等による収納 >

コンビニエンスストア収納は、平成16年6月に開始した。

モバイルレジによる収納は、平成22年4月に開始した。

コンビニ収納とモバイルレジの取扱いが増え、金融機関等の取扱いは年々低下している。

コンビニ収納、モバイルレジ、金融機関等の利用件数(納付書単位)と割合(%)

年度	区分	コンビニ収納	モバイルレジ	金融機関等 (口座除く)
27		328,640 (77.2%)	1,272 (0.3%)	95,611 (22.5%)
28		321,569 (78.3%)	1,425 (0.3%)	87,712 (21.4%)
29		313,704 (79.0%)	1,852 (0.5%)	81,691 (20.5%)
30		320,722 (80.5%)	2,710 (0.7%)	75,095 (18.8%)
元		327,962 (81.0%)	4,566 (1.1%)	72,214 (17.9%)

モバイルレジは、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンで読み取り、ネットバンキングによる支払ができるサービス。

金融機関等は、口座振替を除いた、とりまとめ金融機関の処理件数。

(7) 保険料の減額賦課

減額賦課は、一定の所得以下の世帯に対し、保険料の均等割額を減額して賦課するものである。(軽減額等は、平成31年4月1日現在の数値)

- ア 区条例第19条の2第1号に該当する世帯(1号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の7割(基礎(医療)分27,930円、後期高齢者支援金分8,610円、介護分10,920円)が軽減される。
- イ 区条例第19条の2第2号に該当する世帯(2号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の5割(基礎(医療)分19,950円、後期高齢者支援金分6,150円、介護分7,800円)が軽減される。
- ウ 区条例第19条の2第3号に該当する世帯(3号世帯)については、被保険者1人当たり均等割額の2割(基礎(医療)分7,980円、後期高齢者支援金分2,460円、介護分3,120円)が軽減される。

保険料減額賦課状況(条例による減額)

(金額単位:千円)

年度	1号世帯		2号世帯		3号世帯		減額賦課 合計金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
27	34,015	1,268,757	11,062	422,859	10,131	165,576	1,857,192
28	33,968	1,275,920	10,988	418,978	9,925	160,286	1,855,184
29	34,053	1,338,024	10,532	428,062	9,717	163,391	1,929,477
30	34,333	1,359,617	10,606	429,869	9,419	158,124	1,947,610
元	34,493	1,387,432	10,520	430,991	9,103	153,202	1,971,625

(8) 非自発的失業者の保険料軽減

企業の倒産や解雇により自己都合によらない非自発的失業者になった場合、保険料の軽減を行う制度。離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100に減じ保険料を計算する。

以下の条件をすべて満たした場合に対象となる。

- ア 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34の方(これらのコードであっても、「特例受給資格者( )」は除く)  
「特例受給資格者」とは季節的に雇用される者で特例一時金の支給を受ける資格がある者をいう。
- イ 離職日の時点で65歳未満の方(「高年齢受給資格者」でない方)

非自発的失業者の加入状況

年度	被保険者数
27	2,197人
28	2,114人
29	2,134人
30	2,105人
元	1,944人



( 9 ) 保険料の減免

ア 保険料の減免は、災害その他の理由により、生活が著しく困難となった納付義務者のうち、申請により減免の必要があると認められる納付義務者（世帯の平均収入額や預貯金等の資産の合計と生活保護の基準額の 115/100 との比較）に対して行う。ただし、減免期間は 3 か月を限度とする。

イ 職場等の健康保険に加入していた本人が、後期高齢者医療制度に移行（加入）することに伴って、新たに国民健康保険に加入する 65 歳以上の被扶養者（旧被扶養者）に係る保険料は、所得割額を免除するとともに、均等割額を 5 割に減額（最大 2 年間）する。

保険料減免状況 (金額単位：千円)

年度	災害等の減免世帯		旧被扶養者の減免世帯	
	件数	金額	件数	金額
27	5	244	706	19,512
28	5	551	724	20,769
29	7	503	732	20,938
30	6	494	750	21,354
元	1	70	523	16,779

旧被扶養者の減免は後期高齢者医療制度創設に伴うもの。平成 20 年度制度開始

( 10 ) 東日本大震災の被災者に係る保険料減免

東日本大震災の被災者に係る練馬区国民健康保険料の減免等処理要綱に基づき、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請に基づき保険料の減免を行う。

東日本大震災の被災者に係る保険料減免状況

(金額単位：千円)

年度	件数	金額
27	10	1,855
28	9	1,405
29	8	990
30	17	1,851
元	14	1,588

## 5 保険給付

### (1) 保険給付の推移

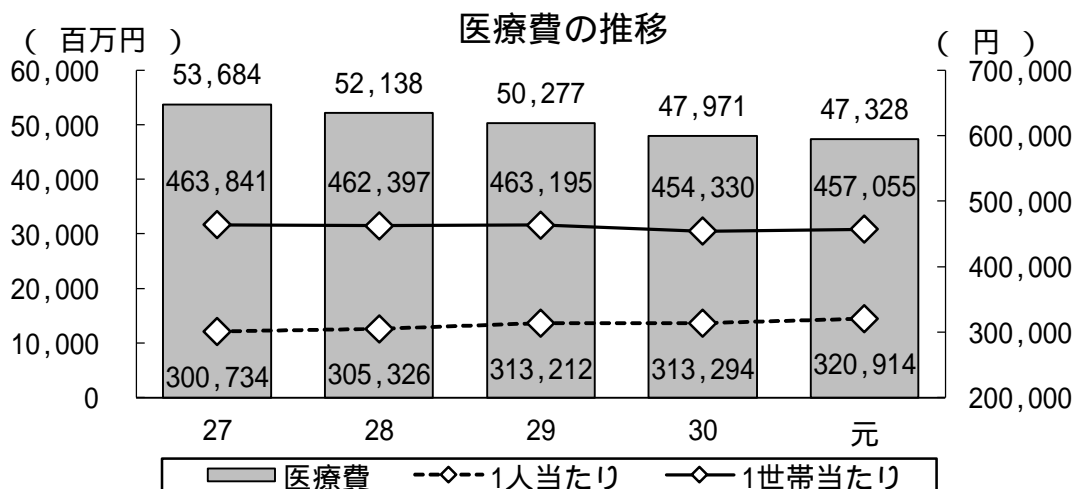
令和元年度における医療費の総額は473億2800万円で、前年度と比較して6億4300万円(1.3%)減となっている。一人当たりの医療費は320,914円、一世帯当たりの医療費は457,055円となっており、いずれも前年度と比較して増加している。

医療費の推移(年度末時点) (単位:百万円、円 徴収金調整後)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	金額単位
一般	52,374	51,274	49,793	47,777	47,289	百万円
退職	1,310	864	484	194	39	〃
計	53,684	52,138	50,277	47,971	47,328	〃
1人当たり	300,734	305,326	313,212	313,294	320,914	円
1世帯当たり	463,841	462,397	463,195	454,330	457,055	〃

医療費とは、療養給付費、療養費、移送費、高額療養費(保険者負担分と自己負担額を含む)の合計

ただし、その他給付(出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金)は含まない。



<内訳> 令和元年度1人当たり医療費(年度末時点)(金額単位:円 徴収金調整後)

被保険者内訳	一般被保険者	退職被保険者等	合計
全体	320,838	450,240	320,914
未就学児	222,379		222,379
前期高齢者	541,333		541,333
70歳以上一般	584,605		584,605
70歳以上現役並	548,169		548,169

一般、退職の数値は、国民健康保険事業状況報告書(年報)のC表(一般)、F表(退職)の医療給付の状況費用額による

1人当たり(1世帯当たり)医療費の算出には、年度平均被保険者数(世帯数)を使用

## 保険給付費の推移

<療養給付費、療養費、移送費、高額療養費> (金額単位：千円 徴収金調整後)

年度	区分	療養給付費	療養費	移送費	高額療養費
27	件数	2,751,624	113,177	3	86,979
	金額	38,279,478	803,821	141	4,788,409
28	件数	2,645,629	104,592	3	87,220
	金額	37,127,573	735,217	164	4,981,014
29	件数	2,506,144	94,271	4	86,970
	金額	35,878,921	660,695	88	4,853,663
30	件数	2,408,727	87,322	5	82,563
	金額	34,214,646	628,689	183	4,771,232
元	件数	2,336,746	83,192	4	83,831
	金額	33,793,234	604,640	378	4,744,607

<出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金> (金額単位：千円 徴収金調整後)

年度	区分	出産育児一時金	葬祭費	結核・精神医療給付金	計
27	件数	760	793	44,692	2,998,028
	金額	319,200	55,510	49,534	44,296,093
28	件数	682	780	47,110	2,886,016
	金額	286,020	54,600	51,766	43,236,354
29	件数	556	729	47,680	2,736,354
	金額	233,520	51,030	52,589	41,730,506
30	件数	476	760	49,362	2,629,215
	金額	199,920	53,200	52,620	39,920,490
元	件数	464	722	50,699	2,555,658
	金額	194,880	50,540	53,806	39,442,085

保険給付費とは、保険者が給付したもの

療養給付費とは、診療報酬明細書に基づき、保険者負担分として医療機関に支払ったもの(25頁(2)療養の給付等参照)

療養費とは、被保険者に現金で給付したもの(被保険者が保険証を持たずに医療機関にかかった際等に、その費用を全額負担し、事後に現金による給付を受けること)(33頁(3)療養費参照)

移送費とは、移送に要した費用の給付(34頁(4)移送費参照)

高額療養費(34頁(5)高額療養費参照)

出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金(38頁(6)その他給付参照)

## (2) 療養の給付等(現物給付)

現物給付とは、被保険者が疾病または負傷した場合、保険医療機関において被保険者証を提示して直接受ける医療サービス給付のことをいう。保険者が下記の条件に応じて、療養の給付に関する費用額の一定割合を保険医療機関等に支払うことにより行われる。

### ア 療養の給付における被保険者負担割合(一部負担金)

義務教育就学前の方(0~6歳の方) = 2割負担

6歳とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までのことを指す。

義務教育就学後~69歳の方 = 3割負担

70歳~74歳の方 = 2割または3割(所得により判定)

ただし2割負担の方のうち、昭和19年4月1日までに生まれた方は、国の指定公費負担医療から1割を助成する。

感染症予防法適用医療(結核医療)

適正医療 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第37条の2に基づく適正医療...5%負担(1)

入院 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
第37条の1に基づく入院医療...世帯員の総所得税額が基準額を超える場合、一部負担金がある。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律適用医療

入院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
第29条に基づく入院措置の医療...一部負担金はない。  
その他の入院医療...通常一部負担金と同じ。

障害者総合支援法適用医療

通院 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第58条に基づく通院医療...2,500円または5,000円負担(2)

- 1 住民税が非課税の者についてのみ、医療自己負担相当額(5%負担)の給付が受けられる。(39頁参照)
- 2 国保加入の世帯全員の住民税が非課税の者について、医療自己負担相当額(自己負担上限額2,500円または5,000円)の給付が受けられる。(39頁参照)

### 東京都および練馬区の医療費助成制度

一部負担金につきその全額または一部を支給するもので以下のものがある。

- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度(親)  
ひとり親家庭に属する18歳未満の児童とその親の一部負担金を助成する。
- ・ 心身障害者(児)医療費助成制度(障)  
身体障害者手帳1・2級(3級も一部対象)または愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級(平成31年1月から)を持つ障害者の一部負担金を助成する。
- ・ 乳幼児医療費助成制度(乳)

小学校就学前の乳幼児の一部負担金を助成する。

- ・ 子ども医療費助成制度（子）

小学校1年生から中学校3年生までの児童の一部負担金を助成する。

イ 入院時食事療養費の給付における被保険者負担額（標準負担額）

入院し食事の提供を受けたとき、入院時食事療養費が支給されるが、その際、被保険者は1食につき460円を自己負担する。住民税非課税世帯には減額制度がある。

## 療養諸費給付状況

&lt;療養の給付&gt; (その1) (年度末時点) (金額単位: 円 徴収金調整後)

年度	区分	診療費			調剤
		件数	日数	費用額	費用額
27	一般	1,728,984	3,233,006	39,140,391,392	11,113,552,259
	退職	38,976	72,786	980,837,700	285,539,700
	合計	1,767,960	3,305,792	40,121,229,092	11,399,091,959
28	一般	1,668,419	3,098,462	38,784,671,144	10,406,856,069
	退職	25,728	48,050	661,321,300	176,640,700
	合計	1,694,147	3,146,512	39,445,992,444	10,583,496,769
29	一般	1,583,079	2,921,179	37,767,910,576	9,999,929,287
	退職	14,831	27,206	356,727,060	111,127,590
	合計	1,597,910	2,948,385	38,124,637,636	10,111,056,877
30	一般	1,526,177	2,786,096	36,491,003,896	9,279,377,429
	退職	6,669	11,430	137,514,320	49,353,220
	合計	1,532,846	2,797,526	36,628,518,216	9,328,730,649
元	一般	1,483,880	2,682,522	35,983,824,008	9,279,378,543
	退職	1,358	2,195	31,148,390	6,439,610
	合計	1,485,238	2,684,717	36,014,972,398	9,285,818,153

&lt;療養の給付&gt; (その2) (年度末時点) (金額単位: 円 徴収金調整後)

年度	区分	入院時食事療養費 ・生活療養費	訪問看護療養費	小計	
		費用額	費用額	費用額	保険者負担分
27	一般	729,916,536	305,420,110	51,289,280,297	37,379,983,376
	退職	14,272,520	5,361,230	1,286,011,150	899,495,137
	合計	744,189,056	310,781,340	52,575,291,447	38,279,478,513
28	一般	713,706,230	368,243,600	50,273,477,043	36,534,967,421
	退職	7,148,822	2,872,180	847,983,002	592,605,314
	合計	720,855,052	371,115,780	51,121,460,045	37,127,572,735
29	一般	700,766,709	419,690,890	48,888,297,462	35,547,117,462
	退職	4,955,552	1,918,500	474,728,702	331,804,111
	合計	705,722,261	421,609,390	49,363,026,164	35,878,921,573
30	一般	676,769,664	465,072,310	46,912,223,299	34,082,084,352
	退職	1,605,919	1,547,120	190,020,579	132,561,731
	合計	678,375,583	466,619,430	47,102,243,878	34,214,646,083
元	一般	656,373,005	534,374,720	46,453,950,276	33,766,737,274
	退職	384,509	0	37,972,509	26,496,269
	合計	656,757,514	534,374,720	46,491,922,785	33,793,233,543

<療養費等> (その1)(年度末時点)

(金額単位：円 徴収金調整後)

年度	区分	入院時食事療養費・生活療養費差額支給		療養費		
		件数	保険者負担分	件数	費用額	保険者負担分
27	一般	11	19,650	111,072	1,084,546,744	786,738,743
	退職	0	0	2,105	24,403,112	17,081,872
	合計	11	19,650	113,177	1,108,949,856	803,820,615
28	一般	19	167,740	103,242	1,000,221,943	724,102,677
	退職	0	0	1,350	15,878,554	11,114,799
	合計	19	167,740	104,592	1,016,100,497	735,217,476
29	一般	17	40,800	93,569	904,981,513	654,335,061
	退職	0	0	702	9,086,156	6,360,207
	合計	17	40,800	94,271	914,067,669	660,695,268
30	一般	23	127,800	87,020	864,833,331	626,134,150
	退職	0	0	302	3,650,023	2,554,968
	合計	23	127,800	87,322	868,483,354	628,689,118
元	一般	30	196,850	83,119	835,017,720	604,116,720
	退職	0	0	73	748,150	523,697
	合計	30	196,850	83,192	835,765,870	604,640,417

<療養費等> (その2)(年度末時点)

(金額単位：円 徴収金調整後)

年度	区分	移送費		小計	
		件数	費用額	費用額	保険者負担分
27	一般	3	140,768	1,084,687,512	786,899,161
	退職	0	0	24,403,112	17,081,872
	合計	3	140,768	1,109,090,624	803,981,033
28	一般	3	163,987	1,000,385,930	724,434,404
	退職	0	0	15,878,554	11,114,799
	合計	3	163,987	1,016,264,484	735,549,203
29	一般	4	87,881	905,069,394	654,463,742
	退職	0	0	9,086,156	6,360,207
	合計	4	87,881	914,155,550	660,823,949
30	一般	5	183,367	865,016,698	626,445,317
	退職	0	0	3,650,023	2,554,968
	合計	5	183,367	868,666,721	629,000,285
元	一般	4	377,556	835,395,276	604,691,126
	退職	0	0	748,150	523,697
	合計	4	377,556	836,143,426	605,214,823

< 合計（療養の給付・療養費等）>（年度末時点）  
 （金額単位：円 徴収金調整後）

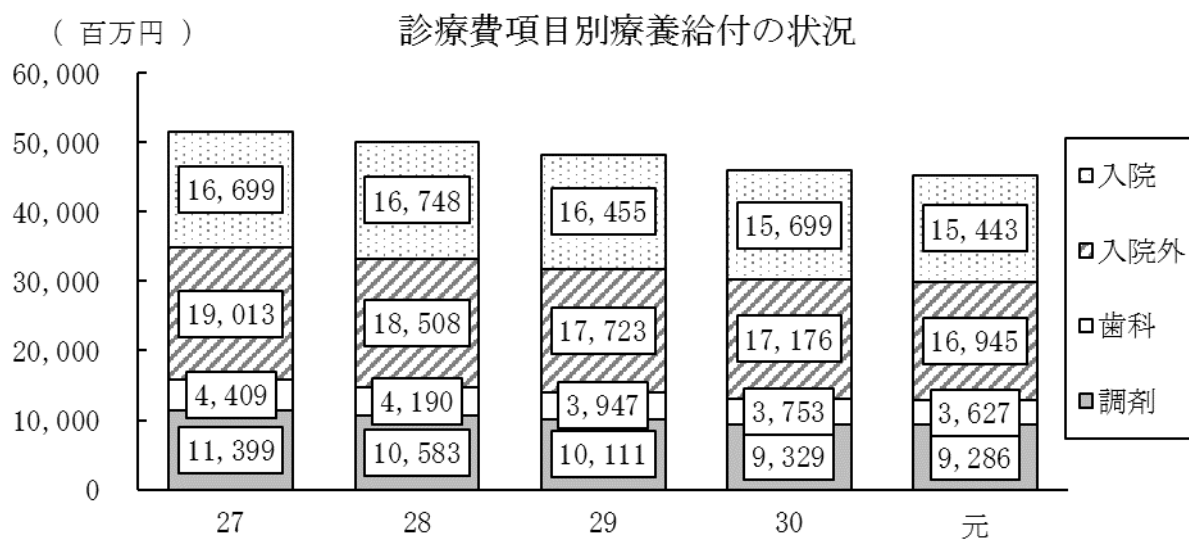
年度	区分	療養諸費の合計	
		費用額	保険者負担分
27	一般	52,373,967,809	38,166,882,537
	退職	1,310,414,262	916,577,009
	合計	53,684,382,071	39,083,459,546
28	一般	51,273,862,973	37,259,401,825
	退職	863,861,556	603,720,113
	合計	52,137,724,529	37,863,121,938
29	一般	49,793,366,856	36,201,581,204
	退職	483,814,858	338,164,318
	合計	50,277,181,714	36,539,745,522
30	一般	47,777,239,997	34,708,529,669
	退職	193,670,602	135,116,699
	合計	47,970,910,599	34,843,646,368
元	一般	47,289,345,552	34,371,428,400
	退職	38,720,659	27,019,966
	合計	47,328,066,211	34,398,448,366

費用額は総医療費（10割）

診療費項目別療養給付の状況

令和元年度の診療費項目別療養給付（入院・外来・歯科・調剤）は、前年度と比較していずれも減少している。

構成割合は、入院 34.1%、外来 37.4%、歯科 8.0%、調剤 20.5%となっている。





<入院> (年度末時点) (金額単位：円 徴収金調整後)

年度	区分	件数	日数	費用額
27	一般	29,363	425,888	16,307,852,925
	退職	675	8,462	391,607,950
	合計	30,038	434,350	16,699,460,875
28	一般	29,158	422,724	16,493,240,021
	退職	388	4,567	254,868,970
	合計	29,546	427,291	16,748,108,991
29	一般	27,978	409,029	16,309,038,278
	退職	217	3,001	145,473,390
	合計	28,195	412,030	16,454,511,668
30	一般	26,749	396,309	15,650,908,203
	退職	85	1,044	48,316,410
	合計	26,834	397,353	15,699,224,613
元	一般	25,827	384,155	15,427,538,747
	退職	21	265	15,643,970
	合計	25,848	384,420	15,443,182,717

<外来> (年度末時点) (金額単位：円)

年度	区分	件数	日数	費用額
27	一般	1,351,684	2,136,399	18,517,910,657
	退職	30,513	49,591	494,802,560
	合計	1,382,197	2,185,990	19,012,713,217
28	一般	1,303,980	2,043,391	18,165,594,956
	退職	20,104	33,579	342,352,210
	合計	1,324,084	2,076,970	18,507,947,166
29	一般	1,234,408	1,919,891	17,547,969,404
	退職	11,611	18,630	174,847,180
	合計	1,246,019	1,938,521	17,722,816,584
30	一般	1,190,429	1,832,294	17,103,218,097
	退職	5,176	7,873	73,162,000
	合計	1,195,605	1,840,167	17,176,380,097
元	一般	1,155,390	1,764,971	16,932,649,742
	退職	1,048	1,426	12,145,450
	合計	1,156,438	1,766,397	16,944,795,192

< 歯科 > (年度末時点)

(金額単位：円)

年度	区分	件数	日数	費用額
27	一般	347,937	670,719	4,314,627,810
	退職	7,788	14,733	94,427,190
	合計	355,725	685,452	4,409,055,000
28	一般	335,281	632,347	4,125,836,167
	退職	5,236	9,904	64,100,150
	合計	340,517	642,251	4,189,936,317
29	一般	320,693	592,259	3,910,902,894
	退職	3,003	5,575	36,406,490
	合計	323,696	597,834	3,947,309,384
30	一般	308,999	557,493	3,736,877,596
	退職	1,408	2,513	16,035,910
	合計	310,407	560,006	3,752,913,506
元	一般	302,663	533,396	3,623,635,519
	退職	289	504	3,358,970
	合計	302,952	533,900	3,626,994,489

< 合計 (入院・外来・歯科) > (年度末時点)

(金額単位：円)

年度	区分	件数	日数	費用額
27	一般	1,728,984	3,233,006	39,140,391,392
	退職	38,976	72,786	980,837,700
	合計	1,767,960	3,305,792	40,121,229,092
28	一般	1,668,419	3,098,462	38,784,671,144
	退職	25,728	48,050	661,321,300
	合計	1,694,147	3,146,512	39,445,992,444
29	一般	1,583,079	2,921,179	37,767,910,576
	退職	14,831	27,206	356,727,060
	合計	1,597,910	2,948,385	38,124,637,636
30	一般	1,526,177	2,786,096	36,491,006,896
	退職	6,669	11,430	137,514,320
	合計	1,532,846	2,797,526	36,628,521,216
元	一般	1,483,880	2,682,522	35,983,824,008
	退職	1,358	2,195	31,148,390
	合計	1,485,238	2,684,717	36,014,972,398

< 調剤 > ( 年度末時点 ) ( 金額単位 : 円 徴収金調整後 )

年度	区分	件数	枚数	費用額
27	一般	957,439	1,175,672	11,113,552,259
	退職	21,366	25,952	285,539,700
	合計	978,805	1,201,624	11,399,091,959
28	一般	931,353	1,134,575	10,406,856,069
	退職	14,201	17,489	176,640,700
	合計	945,554	1,152,064	10,583,496,769
29	一般	893,087	1,083,527	9,999,929,287
	退職	8,458	10,269	111,127,590
	合計	901,545	1,093,796	10,111,056,877
30	一般	864,762	1,042,017	9,279,377,429
	退職	3,789	4,496	49,353,220
	合計	868,551	1,046,513	9,328,730,649
元	一般	842,822	1,008,378	9,279,378,543
	退職	714	809	6,439,610
	合計	843,536	1,009,187	9,285,818,153

(3) 療養費の支給（現金給付）

つぎのような場合は、医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を払い戻す。

ア 制度上療養の給付を行うことが困難な場合

イ 緊急その他やむを得ない理由で被保険者証の提出ができないため、療養の給付等を受けられなかった場合等

療養費科目別支給決定状況

（金額単位：円 徴収金調整後）

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
診療費	件数	2,873	2,806	2,863	3,126	3,467
	金額	30,780,057	33,803,398	29,966,522	35,101,174	40,026,631
柔道整復 (1)	件数	102,062	93,796	83,879	76,739	72,183
	金額	626,303,974	560,398,224	494,628,585	449,159,517	421,509,483
マッサージ (1)	件数	3,207	3,278	3,056	3,179	3,209
	金額	75,754,250	75,650,968	72,623,364	78,670,794	78,951,082
はり・きゅう (1)	件数	3,811	3,460	3,403	3,185	3,279
	金額	34,055,902	29,433,196	31,156,085	31,055,512	32,664,127
治療用装具	件数	1,257	1,305	1,070	1,093	1,054
	金額	37,212,187	36,603,934	32,320,712	34,702,121	31,489,094
その他	件数	-33	-53	0	0	0
	金額	-285,755	-672,244	0	0	0
計	件数	113,177	104,592	94,271	87,322	83,192
	金額	803,820,615	735,217,476	660,695,268	628,689,118	604,640,417
海外療養費 (再掲)(2)	件数	130	72	99	149	136
	金額	5,089,537	2,457,730	5,151,849	3,417,130	4,676,494

指定公費請求分は加味せず、療養費として支給決定したもののみで計上する。

1 費用の支払について

柔道整復、マッサージ、はり・きゅうについては、被保険者は各施術師に、その施術に要した費用の全額を支払う代わりに、被保険者が受けるべき療養費の受領を各施術師に委任することにより、保険医療機関等に受診する場合と同様に、その施術を受けることができる。

2 海外療養費

海外での医療費を被保険者が一時全額負担し、その後世帯主の申請により、保険者がその負担すべき金額を払い戻す。ただし、治療目的で海外に渡航した場合は対象にはならない。

なお、療養の範囲は日本国内での保険診療と認められているものに限られ、療養費の計算は国内の診療報酬の算定方法に基づき計算を行うか、あるいは国内の医療機関で同様の疾病などについて診療を受けた場合の医療費を標準として行う。

(4) 移送費の支給（現金給付）

病気やけがで移動の困難な被保険者が、治療を目的として医師の指示により他の医療機関へ緊急転院したときなどで、審査によりその移送に要した費用が妥当と認められた場合は、「移送費」を支給する。

(5) 高額療養費、高額療養費資金貸付、高額医療・高額介護合算療養費

ア 高額療養費

被保険者が同一の月に保険医療機関で給付を受けた場合で、その一部負担金が下表の自己負担限度額を超えたときに、当該超過額を支給する。

< 70 歳 ~ 74 歳までの者の自己負担限度額 >

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来 + 入院（世帯ごと）
現役並み所得	252,600 円 + (総医療費 10 割 - 842,000 円) × 1% [多数回該当時] 140,100 円	
現役並み所得	167,400 円 + (総医療費 10 割 - 558,000 円) × 1% [多数回該当時] 93,000 円	
現役並み所得	80,100 円 + (総医療費 10 割 - 267,000 円) × 1% [多数回該当時] 44,400 円	
一般	18,000 円 年間上限 144,000 円( )	57,600 円 [多数回該当時] 44,400 円
住民税非課税	8,000 円	24,600 円
住民税非課税		15,000 円

毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までに外来で支払った医療費の自己負担を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合に超えた額を支給する。

< 70 歳未満の者の自己負担限度額 >

所得区分 (旧ただし書き所得)	自己負担限度額 (国保世帯全体) ( )
ア (901 万円超の世帯)	252,600 円 + (総医療費 10 割 - 842,000 円) × 1% [多数回該当時] 140,100 円
イ (600 万円超 ~ 901 万円以下の世帯)	167,400 円 + (総医療費 10 割 - 558,000 円) × 1% [多数回該当時] 93,000 円
ウ (210 万円超 ~ 600 万円以下の世帯)	80,100 円 + (総医療費 10 割 - 267,000 円) × 1% [多数回該当時] 44,400 円
エ (210 万円以下の世帯)	57,600 円 [多数回該当時] 44,400 円
オ 住民税非課税世帯	35,400 円 [多数回該当時] 24,600 円

非自発的の失業者については、前年の給与所得を 30/100 として自己負担限度額を計算する。

< 高額療養費の計算時に適用される制度 >

世帯合算

高額療養費は個人ごとに計算するが、同じ世帯で同じ月内に保険医療機関で給付を受けた者がいる場合、世帯で合算して自己負担限度額を適用する。

多数回該当

直近 12 か月間（診療月を含む。）で 4 回以上高額療養費の支払いが生じたときは、4 回目以降は多数回該当時の自己負担限度額を超えた額を支給する。

世帯継続

制度改正により、平成 30 年度から、都内間の住所異動であり、かつ世帯の継続性の要件を満たす場合には、多数回該当に係る該当回数を通算する。また、転居月については、転出地と転入地における自己負担限度額をそれぞれ 2 分の 1 に設定する。

< 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証 >

被保険者が保険証とともに医療機関に提示することで、同一の医療機関での一部負担金が、個人ごとに自己負担限度額までとなる。保険者は申請に基づき「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を交付する。

○ 限度額適用認定証の発行状況の推移

（単位：枚）

年度		27	28	29	30	元	
区分	70 歳未満	ア	245	233	212	207	212
		イ	140	131	122	141	104
		ウ	1,180	1,178	1,093	1,074	1,037
		エ	2,585	2,690	2,785	2,583	2,504
		オ	2,878	2,951	2,896	2,786	2,842
	70 歳～74 歳	現役並み				45	52
		現役並み				241	274
		住民税非課税	441	446	482	568	596
		住民税非課税	894	938	1,050	1,133	1,286
	合計		8,363	8,567	8,640	8,778	8,907

制度改正により、平成 30 年 8 月診療分から 70 歳～74 歳までの現役並み所得の所得区分が 3 つに細分化され、新たに現役並み および現役並み が限度額適用認定証の発行対象となった。

< 特定疾病療養受療証 >

国が定める下記疾病により医療を受ける者は、「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示することで、1 か月の自己負担額が 1 つの医療機関につき 1 万円（人工透析を実施している慢性腎不全で 70 歳未満の所得区分アまたはイの世帯の加入者は 20,000 円）となる。保険者は申請に基づき認定を行い、「特定疾病療養受療証」を交付する。

(国が定める3つの疾病)

- ・ 人工透析を実施している慢性腎不全
- ・ 血友病
- ・ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV感染を含み厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)

○ 特定疾病療養受療証の発行状況の推移 (単位：枚)

年度		27	28	29	30	元
慢性腎不全	若年1万	450	469	452	426	403
	若年2万	42	42	38	30	43
	高齢1万	209	58	226	61	249
先天性血液障害		16	1	18	3	9
後天性免疫不全症候群		4	0	3	0	4
合計		721	570	737	520	708

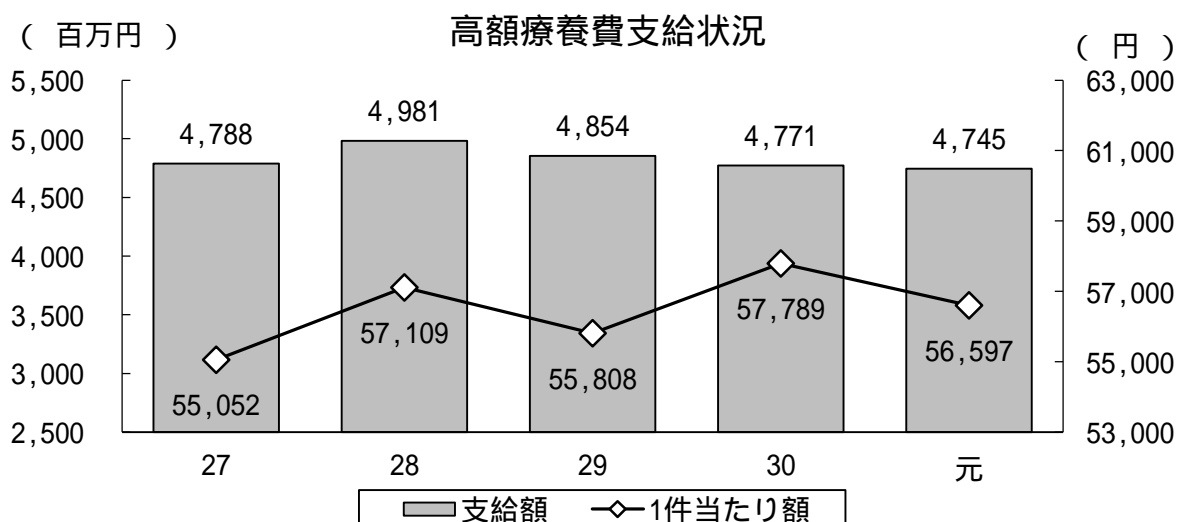
慢性腎不全以外は有効期限の定めがない(ただし、2年ごとに新しい証を交付している。)。慢性腎不全は、若年は有効期限1年、高齢は2年の有効期限ごとに更新証を交付している。

○ 高額療養費支給状況

令和元年度の高額療養費は、前年度と比較して2,262万円(0.6%)減の47億4460万円となっている。1件当たりの額は、前年度と比較して1,192円(2.1%)減となっている。

(金額単位：円 徴収金調整後)

年度	高額療養費支給		
	件数	支給額	1件当たり額
27	86,979	4,788,409,705	55,052
28	87,220	4,981,013,791	57,109
29	86,970	4,853,662,777	55,808
30	82,563	4,771,232,178	57,789
元	83,831	4,744,607,097	56,597



### イ 高額療養費資金貸付

高額療養費に該当する場合、その支給には長期間を要する。そこで支給までのつなぎ資金として、高額療養費支給見込額の85%以内(100万円以上は80%以内)を限度に貸付を行っている。

#### 高額療養費資金貸付の推移

平成24年4月から、外来診療においても限度額適用認定証の使用が可能になり、高額療養費の支給を待たずに医療機関窓口での医療費支払額の負担軽減が図られるようになったことで、貸付件数は減少している。

近年は、限度額適用認定証の利用周知が進んだことから、さらに利用件数は減となっている。

(金額単位：円)

年度	高額療養費資金貸付	
	件数	金額
27	18	1,032,000
28	15	1,511,000
29	8	558,000
30	6	312,000
元	2	38,000

### ウ 高額医療・高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方の負担があることにより、家計の負担が重くなっている場合その負担を軽減するため、平成20年4月から設けられた制度である。

期間内(8月1日から翌年の7月31日まで)の世帯の高額療養費を支給してもなおお残る医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算して、世帯の負担限度額を超えた金額のうち、支給金額全体から国保分の自己負担額の割合に応じた金額を申請により支給する。



高額医療・高額介護合算療養費の世帯の負担限度額

所得区分	70歳～74歳の方		70歳未満の方	
	現役並み所得	212万円	ア	212万円
現役並み所得	141万円	イ	141万円	
現役並み所得	67万円	ウ	67万円	
一般	56万円	エ	60万円	
住民税非課税	31万円	オ	34万円	
住民税非課税	19万円			

高額医療・高額介護合算療養費支給状況（金額単位：円 徴収金調整後）

年度	件数	支給額
27	252	7,311,822
28	264	7,067,452
29	336	9,628,904
30	216	5,100,814
元	322	7,749,723

（6）その他の給付（出産育児一時金、出産費資金貸付、葬祭費、結核・精神医療給付金）

ア 出産育児一時金の支給

被保険者が出産したときに、世帯主からの申請により42万円を支給する（世帯主支払）。給付の対象は妊娠85日以上で、死産・流産の場合を含む。出産等の日に被保険者の資格を有していることが必要である。

また、事前に申請を行うことにより、区から医療機関へ出産育児一時金を支払う、直接支払制度または、受取代理制度を利用することができる。

直接支払制度

直接支払制度を導入している医療機関等で、被保険者が申し込んだ場合、分娩費の一部として出産育児一時金を保険者（練馬区）から医療機関等に直接支払う制度である。平成21年10月から開始した。

医療機関と被保険者が直接支払制度を利用する旨の合意を取り交わし、区が審査支払機関である国民健康保険団体連合会を経由して医療機関へ支払う。

受取代理制度

受取代理制度を導入している医療機関等で、世帯主が医療機関等に出産育児一時金の受け取りを委任することによって、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金を受け取る制度である。

小規模医療機関を対象に平成23年4月から制度化された。

被保険者から区に申請を行い、受け取りを委任された医療機関等に、区が支払を行う。

#### イ 出産費資金貸付

上記アの 直接支払制度および 受取代理制度が利用できない医療機関等でお産する場合、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれている世帯主に対し、支給されるまでのつなぎ資金として、出産育児一時金の 80%相当額である 33 万円（平成 21 年 11 月以降）の貸付を行っている。

#### ウ 葬祭費の支給

被保険者が死亡したときに、その葬儀を行った者に葬祭費として 7 万円を支給する。

#### エ 結核医療給付金の支給

感染症予防法が適用される医療を受ける被保険者に、その医療費のうちの一部負担金相当額を支給していたが、平成 15 年 4 月から住民税非課税者についてのみ給付金を支給することになった。（25 頁参照）

#### オ 精神医療給付金の支給

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律が適用される医療を受ける被保険者のうち、住民税非課税者についてのみ一部負担金を支給していた。

平成 18 年 4 月から、障害者自立支援法の施行（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改正）に伴い、国保加入の世帯全員の住民税が非課税の場合のみ給付金を支給することになった。（25 頁参照）

エ、オとも、申請により受給者証を交付し、東京都内の医療機関での受診については現物給付を行う。東京都外の医療機関での受診等は申請により現金給付を行う。（令和元年度受給者証認定状況結核医療給付金：18 件 精神医療給付金：3,704 件）

その他の給付の給付状況

（金額単位：円 徴収金調整後）

年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
27	760	319,200,000	793	55,510,000	44,692	49,533,686
28	682	286,020,000	780	54,600,000	47,110	51,766,361
29	556	233,520,000	729	51,030,000	47,680	52,588,877
30	476	199,920,000	760	53,200,000	49,362	52,620,007
元	464	194,880,000	722	50,540,000	50,699	53,805,936

件数は申請件数

出産育児一時金直接支払・世帯主支払・受取代理・貸付状況 (金額単位：千円)

年度	直接支払		世帯主支払		受取代理		貸付(33万円) (再掲)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	568	238,560	121	50,820	71	29,820	0	0
28	490	205,800	97	40,740	91	38,220	1	330
29	476	199,920	58	24,360	32	13,440	1	330
30	403	169,260	58	24,360	19	7,980	0	0
元	414	173,880	45	18,900	10	4,200	0	0

件数は出産児数

(7) 一部負担金の減免

区条例第9条に基づき、災害その他の理由により、生活が一時的に困難になり、一部負担金を支払うことが困難である者に対し、一部負担金の減免を行っている。

一部負担金の減額・免除 (金額単位：円)

年度	減額		免除	
	件数	金額	件数	金額
27	実績なし	実績なし	0	0
28	実績なし	実績なし	0	0
29	実績なし	実績なし	1	959,376
30	実績なし	実績なし	0	0
元	実績なし	実績なし	0	0

東日本大震災に伴う一部負担金の減額・免除

東日本大震災の被災者に係る練馬区国民健康保険一部負担金の免除等処理要綱に基づき、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者で、練馬区国民健康保険の被保険者となった者に対し、申請により一部負担金の減免を行っている。対象者および免除期間については、国の通知に基づき随時要綱の改定を行っている。

(金額単位：円)

年度	減額		免除	
	件数	金額	件数	金額
27	実績なし	実績なし	201	1,566,819
28	実績なし	実績なし	174	1,391,875
29	実績なし	実績なし	160	1,486,499
30	実績なし	実績なし	268	2,215,488
元	実績なし	実績なし	296	1,593,116

( 8 ) 医療費の適正化

ア 不正利得

被保険者証の不正使用、虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

イ 不当利得

国保の被保険者資格がない者が、既に被保険者資格を失っていることに気付かずに手残りになっている被保険者証を使用して保険給付を受けた場合や、社会保険への遡及加入等、保険給付を受ける資格がないのに保険給付を受けた場合により、不当利得として給付を受けた者に対して、医療費の返還請求を行う。

ウ 第三者行為

被保険者が交通事故などの他者が関わる行為が原因で医療の必要が生じた場合、その医療費等は事故の当事者（第三者）が損害賠償の責任の度合に応じて負担することが原則である。

しかし、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得し、第三者に保険者負担分医療費を請求する。

公害健康被害の補償等に関する法律により大気汚染または水質汚濁による公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が第三者（加害者）となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対し、保険者負担分の医療費を請求する。

返納金等の調定状況（現年度分）（年度末時点）

（金額単位：円）

年度	件数	金額	不正利得・不当利得		第三者行為	
			件数	金額	件数	金額
27	2,479	54,711,009	1,714	15,900,200	765	38,810,809
28	3,030	60,621,185	2,014	20,392,787	1,016	40,228,398
29	2,863	82,406,417	1,934	34,591,285	929	47,815,132
30	3,076	56,924,266	2,233	23,790,056	843	33,134,210
元	3,225	103,708,002	2,220	49,323,116	1,005	54,384,886

第三者行為には公害補償分を含む。件数は診療報酬明細書（レセプト）の件数

エ 診療報酬明細書の点検

保険医療機関から提出された診療報酬明細書（レセプト）について点検を行う。

資格点検

被保険者の資格を点検し、資格がないものや負担割合が誤っているものを医療機関に返戻する。

#### 内容点検

- ・ 診療内容を点検し、疑義のあるものについて、再審査を請求する。
- ・ 記載事項を点検し、誤りや不足があるものを、医療機関に返戻する。

なお、平成 8 年度から専門的に内容点検に従事する非常勤職員のレセプト点検員を採用し、当初は 4 名で令和元年度は 8 名体制で行っている。

また、平成 20 年 1 月からは電子化されたレセプトによる点検を実施している。

#### 診療報酬明細書の点検状況

(金額単位:千円)

年度	資格点検の結果による		内容点検の結果による		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
27	12,061	117,831	11,244	119,601	23,305	237,432
28	12,800	114,426	9,655	108,387	22,455	222,813
29	12,959	120,351	8,219	131,511	21,178	251,862
30	12,042	98,084	10,433	168,646	22,475	266,731
元	11,613	92,422	13,757	360,670	25,370	453,092

件数は診療報酬明細書(レセプト)の件数

#### オ 医療費通知

医療費の適正化に向けて、被保険者が自身の受診を振り返り、医療費と健康に対する認識を深める機会とするため、被保険者に医療費の額などを通知する。

令和元年度 8月 77,667件 2月 76,870件 (年2回)

#### カ 後発医薬品利用差額通知

後発医薬品に切り替えた場合に薬代の負担軽減額が一定額以上見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額を通知する。

令和元年度 7月 5,391件 10月 5,418件 2月 4,715件

#### キ 柔道整復師施術状況調査

柔道整復師の施術を受けた被保険者のうち、多部位、長期、頻回等の傾向がある方を対象に診療年月、日数、支払金額と負傷原因等を記載してもらうためのアンケート調査を実施している。

これは、平成 24 年 3 月 12 日保国発 0312 第 1 号「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」により、柔道整復師の療養費の適正化への取組の一環として示されたもので、施術の状況等を確認し、支給の適正化に取り組んでいる。

令和元年度実施件数 106 件

ク 重複・頻回受診者の訪問指導

疾病や薬剤に対する正しい知識の普及に努め、疾病の早期の治癒と健康の保持の増進を図るため、医療機関等を重複・頻回受診している被保険者に対し、保健師等による訪問相談を行う。

令和元年度実績	初 回	対象	197 人	初回訪問	36 人
	2 回目	対象	36 人	継続訪問	11 人
				電話実施	16 人

## 6 保健事業

国保法第 82 条および区条例第 13 条に基づき、被保険者の健康の保持増進および医療費の適正化のために必要な事業（保健事業）を行っている。

### (1) 練馬区国民健康保険データヘルス計画

平成 30 年度に、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づく「第二期データヘルス計画（保健事業の実施計画）」と、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条に基づく「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成 30 年～35 年度）」を策定した。

本計画では、健康・医療情報を活用し、P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、計画の全体目標を掲げるとともに、各保健事業ごとに成果指標を設定し、事業の評価にも取り組んでいる。

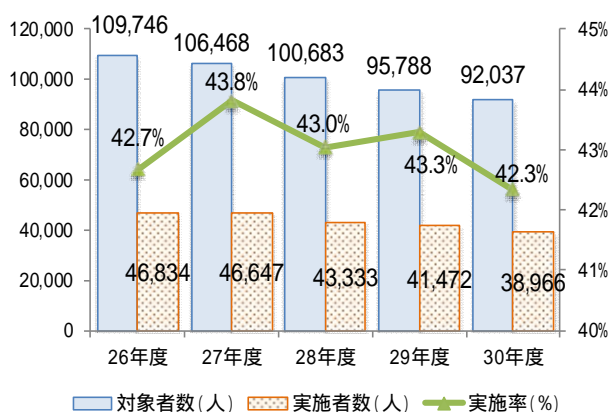
### (2) 特定健康診査・特定保健指導

平成 20 年度から、40 歳～74 歳の被保険者に対して内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。平成 30 年度の実施率は、特定健康診査が前年度から 1 ポイント減少し 42.3%、特定保健指導が前年度から 4.1 ポイント増加し 18.8%である。

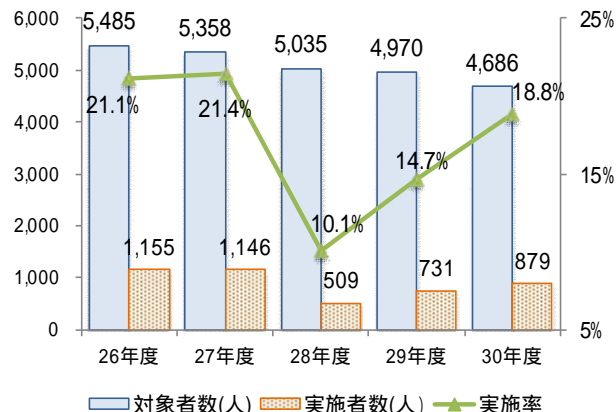
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
特定健康診査	対象者	109,746 人	106,468 人	100,683 人	95,788 人	92,037 人	89,604 人
	実施者	46,834 人	46,647 人	43,333 人	41,472 人	38,966 人	37,761 人
	実施率	42.7%	43.8%	43.0%	43.3%	42.3%	42.1%
特定保健指導	対象者	5,485 人	5,358 人	5,035 人	4,970 人	4,686 人	4,540 人
	実施者	1,155 人	1,146 人	509 人	731 人	879 人	497 人
	実施率	21.1%	21.4%	10.1%	14.7%	18.8%	10.9%

いずれの年度も法定報告値。令和元年度は未確定値（令和 2 年 7 月末日現在）

特定健康診査の経年変化



特定保健指導の経年変化



( 3 ) 特定健康診査の受診・特定保健指導の利用勧奨

特定健康診査の受診率向上を目指し、特定健康診査の対象者の特性および過去の健診結果に応じて、受診勧奨通知を送付している。

また、特定保健指導の未利用者に対して、過去の利用状況やリスク等に応じて手紙や電話による利用勧奨を行っている。

令和元年度	特定健康診査受診勧奨	延べ	16,478 件
	特定保健指導利用勧奨	延べ	3,513 件

( 4 ) 糖尿病重症化予防事業

糖尿病性腎症の重症化を予防し、医療費の適正化および対象者のQOLの維持・向上を目指すため、糖尿病重症化のリスクが高い者に対して、医療機関の受診勧奨および保健指導を行っている。

令和元年度	医療機関受診勧奨	162 件
	面談等による個別支援（保健指導）	30 件

( 5 ) 保養施設

近県の宿泊施設と協定を結び、一般よりも低廉な料金で被保険者の利用に供している。平成 21 年度からは、後期高齢者医療制度加入の方も利用できることとした。

令和元年度	協定施設	11 施設	利用件数	29 件	利用延べ人数	68 人
-------	------	-------	------	------	--------	------

後期高齢者医療制度加入者分含む。



## 7 趣旨普及

国民健康保険事業の円滑な運営のため、事業の内容についてしおり等の発行やねりま区報、区ホームページによる周知を行い、趣旨普及の徹底を図った。

### (1) 印刷物による周知

印刷物名	内容	作成部数
国保のしおり	国民健康保険制度・事業の案内	45,000部
国保のお知らせ	保険料・給付関係・保健事業等の案内	160,500部
ねりまの国保	事業概要	350部
外国語版国民健康保険ガイドブック(区独自版)	国民健康保険制度・事業・手続の案内(英・中・韓)	5,000部
外国語版国民健康保険ガイドブック(都共通版)	国民健康保険制度の概要(ベトナム・ネパール)	400部
ジェネリック医薬品希望シール	ジェネリック医薬品の普及促進	140,000部

### (2) ねりま区報による周知

令和元年度は、下記の記事を掲載した(区報は毎月1・11・21日発行)

掲載号	記事名
4月1日号	健康づくりの意識を高めましょう～医療費を大切に
	国民健康保険料(均等割)の被扶養者減免を一部見直します
	今年度の保険料率が決まりました
	倒産や解雇などで失業した方への保険料を軽減します
	生活習慣病に関する講座などを実施する団体を募集
5月1日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
5月21日号	国民健康保険運営協議会の委員を募集
6月1日号	有料広告を募集～国民健康保険証送付用の封筒
6月11日号	今年度の納入通知書を6月20日(木)に発送
	保険証を一斉更新します～普通郵便での送付を希望する方は申し込みを
6月21日号	負担が軽くなると思われる方へ～基準収入額適用申請書を送付
7月1日号	限度額適用認定証などが新しくなります
	特定健康診査の受診はお済みですか
7月11日号	新しい高齢受給者証を送付

7月21日号	保険料に未納がある方は納付相談を
9月1日号	新しい国民健康保険証を発送
10月21日号	加入・脱退の手続きは14日以内に
11月1日号	11月～来年3月納期分の納付書を発送
	保険料の減額・免除の相談を
12月1日号	収納対策を強化中
12月11日号	12月納期分保険料の納期限は1月6日(月)
	医療費と介護サービス費が高額な方へ～自己負担限度額を超えた世帯に申請書を送付
1月21日号	葬祭費を支給・交通事故などでケガをしたときは届出を
2月1日号	退職前に考えましょう～退職後の健康保険
	国民健康保険料の正しい算出のために税金の申告を
2月11日号	保険料仮徴収のお知らせを2月18日(火)に発送
2月21日号	有料広告を募集～国民健康保険料の納付書送付用の封筒

### (3) インターネットによる案内

区ホームページの「暮らし・手続き」を通じて、国民健康保険制度の概要、加入・脱退、保険料、各種給付等を案内している。

## 8 国民健康保険運営協議会

国民健康保険運営協議会は、国保事業に関する重要な事項を審議するために、区市町村に設置される長の諮問機関である。

協議会は、被保険者代表委員、保険医または保険薬剤師代表委員、および公益代表委員各7名、被用者保険等保険者代表委員3名の計24名（定数）で構成される。委員の任期は3年である。

委員のうち被保険者代表委員については、平成13年度より、区政への区民参加の充実を図るため公募を行っている。

また、公益を代表する委員について、令和元年度より、区議会選出の委員5名と、社会保険労務士会より1名、大学等で社会保険制度を専門とするもの1名の7名とした。

協議会の審議事項は、つぎのとおりである。

- ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定および改廃に関すること
- ② 療養の給付の充実および改善に関すること
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上、重要と認める事項

### <令和元年度 審議事項>

第1回 令和元年10月31日（木）

- (1) 令和元年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について（報告）
- (2) 平成30年度国民健康保険料の収納状況について（報告）

第2回 令和2年2月27日（木）

- (1) 練馬区国民健康保険条例の一部改正について（諮問）
  - ア 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正
    - ① 保険料率等の改正
    - ② 保険料の条例減額
  - イ 国民健康保険法施行令の改正に伴う改正
    - ① 保険料賦課限度額の改正
    - ② 保険料の減額（均等割額）の判定基準の改正
    - ③ 保険料の賦課総額に係る基準の改正
- (2) 令和2年度保険者努力支援制度（区市町村分）の結果について（報告）
- (3) 令和2・3年度東京都後期高齢者医療保険料率等について

## 練馬区国民健康保険運営協議会委員名簿

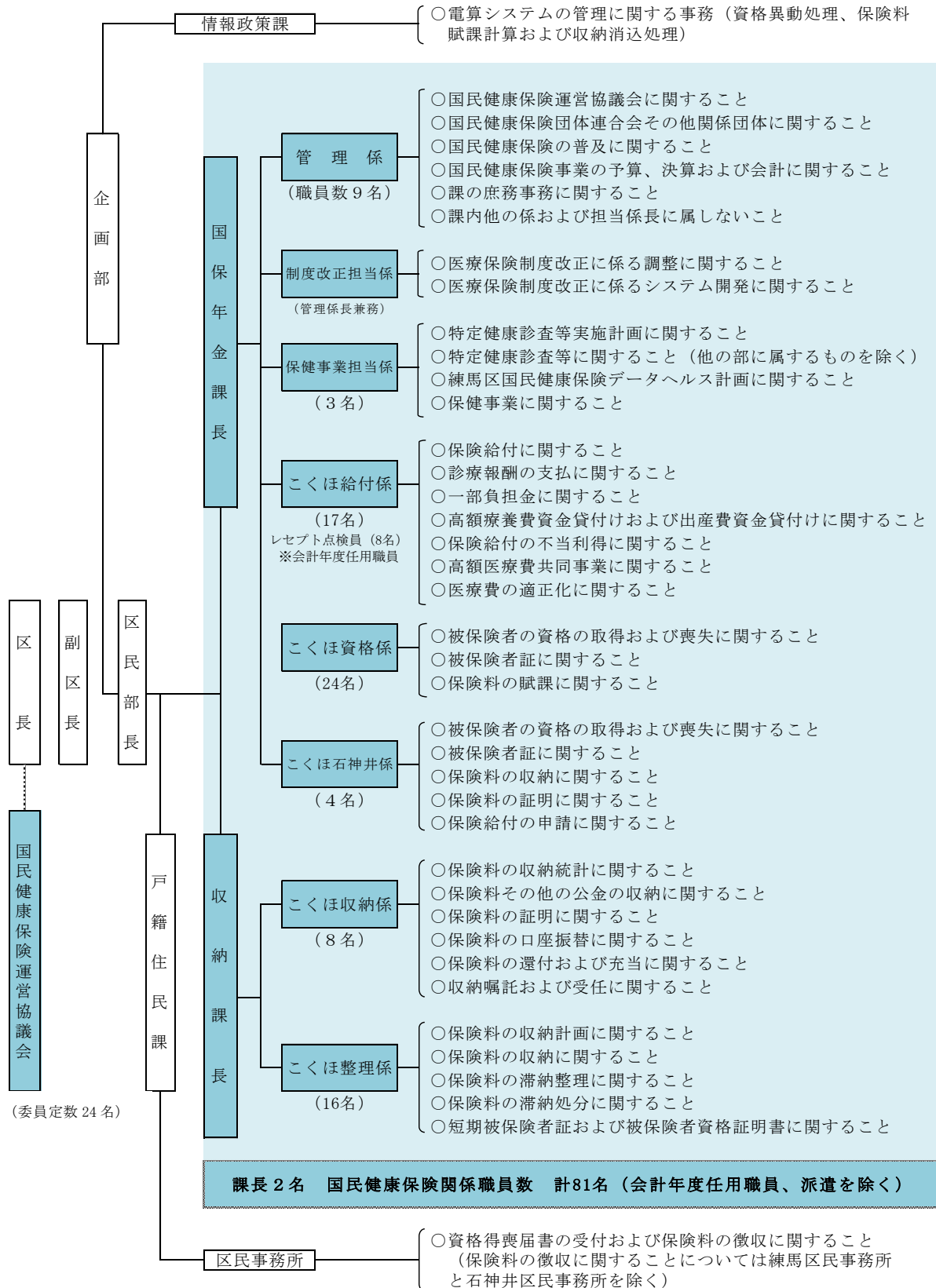
令和2年8月1日現在

	氏 名	職 業 等
被 保 険 者 代 表	石原 秀男	公募委員
	岩橋 栄子	公募委員
	上月 とし子	公募委員
	嶋村 英次	公募委員
	関 洋一	公募委員
	武川 篤之	公募委員
医 師 ・ 歯 科 医 師 ・ 薬 剤 師 代 表	内田 寛	練馬区医師会副会長
	佐藤 健一	練馬区医師会保険部担当理事
	仁木 高志	練馬区医師会保険部担当理事
	浅田 博之	練馬区歯科医師会副会長
	鳥越 博貴	練馬区歯科医師会保険担当理事
	會田 一恵	練馬区薬剤師会理事
	斎藤 恭子	練馬区薬剤師会理事
公 益 代 表	小泉 純二	区議会議員
	かわすみ 雅彦	区議会議員
	西野 こういち	区議会議員
	坂尻 まさゆき	区議会議員
	沢村 信太郎	区議会議員
	本橋 秀次	社会保険労務士会城北統括支部練馬支部長
	今井 伸	十文字学園女子大学教授
被 用 者 保 険 等 代 表	池島 拓	アドバンテスト健康保険組合事務長
	上田 耕一	タムラ製作所健康保険組合常務理事

(敬称略)

## 9 組織図と事務分掌（国民健康保険関係部署）

（職員数は令和2年4月1日現在）



## 10 練馬区国民健康保険の沿革

昭和48年	1月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の施策として70歳以上の老人医療費の無料化</li> <li>・ 30,000円を超える一部負担金について高額療養費の支給開始（任意給付）</li> </ul>
昭和49年	4月  10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4係（管理・資格賦課・保険料第一・第二）から6係（管理・給付・保険料・資格賦課・整理第一・第二）に組織改正</li> <li>・ 助産費..... 20,000円</li> <li>・ 葬祭費..... 10,000円</li> <li>・ 保険料賦課限度額 80,000円（昭和49年10月1日施行のため昭和49年度は半年分40,000円）</li> <li>・ 保険料特例減免制度実施</li> </ul>
昭和50年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料訪問徴収制度廃止。完全自主納付制度となる。</li> </ul>
昭和51年	2月 4月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費が法定給付となる。</li> <li>・ 助産費..... 40,000円</li> <li>・ 高額療養費自己負担限度額を39,000円に改定</li> </ul>
昭和52年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料消込事務に、光学文字読取装置（OCR）導入</li> </ul>
昭和53年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産費..... 60,000円</li> <li>・ 葬祭費..... 20,000円</li> <li>・ 高額療養費貸付制度の新設</li> </ul>
昭和55年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区条例により、保険料納付義務者を明文規定</li> <li>・ 助産費..... 80,000円</li> <li>・ 葬祭費..... 30,000円</li> </ul>
昭和56年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料に関する申告義務についての規定の新設</li> <li>・ 保険料減額の特例に関する区条例の記述のうち「昭和50年度から昭和56年度までの各年度分の保険料の減額に限り」の規定を削除</li> </ul>
昭和57年	4月  9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割の算定基準を前年度住民税から当該年度住民税に改定</li> <li>・ 助産費..... 100,000円</li> <li>・ 賦課額算定の特例に関する規定の新設</li> <li>・ 賦課額の修正の申出に関する規定の新設</li> <li>・ 条例第24条の2（保険料の減免の特例規定）を削除</li> <li>・ 高額療養費自己負担限度額を45,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）</li> </ul>
昭和58年	1月  2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高額療養費自己負担限度額を51,000円に引き上げ（非課税世帯および70歳以上の被保険者については39,000円に据置き）</li> <li>・ 老人保健法施行 外来 1か月 400円 入院 1日 300円（ただし2か月を限度とする）</li> </ul>
昭和59年	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行</li> <li>・ 退職者医療制度の創設 給付率.....退職者本人および被扶養者入院... 8割 被扶養者外来... 7割</li> <li>・ 特例療養費制度の創設</li> <li>・ 高額療養費制度の改定</li> <li>・ 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を30,000円に引き下げ 多数該当（自己負担限度額30,000円、非課税世帯は21,000円）、世帯合算（同51,000円、30,000円）、長期高額疾病（同10,000円）の各制度創設</li> </ul>
昭和61年	4月  5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助産費..... 130,000円</li> <li>・ 葬祭費..... 50,000円</li> <li>・ 高額療養費自己負担限度額を54,000円に引き上げ（非課税世帯は据置き）</li> </ul>
昭和62年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健法の一部を改正する法律の施行 外来 1か月 800円 入院 1日 400円</li> </ul>

平成元年	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を57,000円（非課税世帯は31,800円）に引き上げ</li> <li>多数該当4回目からの自己負担限度額を33,000円（非課税世帯は22,200円）に引き上げ</li> </ul>
平成2年	1月 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>電算オンラインシステム導入（住民基本台帳、国保、納課税の情報を電算で結合し、事務処理を行う）</li> <li>ひとり親世帯への医療助成制度（都）実施</li> </ul>
平成3年	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を60,000円（非課税世帯は33,600円）に引き上げ</li> </ul>
平成4年	1月 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>外来 1か月 900円</li> <li>入院 1日 600円</li> </ul> </li> <li>助産費..... 240,000円</li> <li>厚生部から区民部への組織改正に伴い係の名称を変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>こくほ管理係（旧管理係）・こくほ給付係（旧給付係）</li> <li>こくほ収納係（旧保険料係）・こくほ資格係（旧資格賦課係）</li> <li>こくほ整理係（旧整理第一係）・こくほ石神井係（旧整理第二係）</li> </ul> </li> </ul>
平成5年	4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>外来 1か月 1,000円</li> <li>入院 1日 700円</li> </ul> </li> <li>3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（区）実施</li> <li>高額療養費自己負担限度額を63,000円（非課税世帯は35,400円）に引き上げ</li> <li>多数該当4回目からの自己負担限度額を37,200円（非課税世帯は24,600円）に引き上げ</li> </ul>
平成6年	1月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>3歳児未満の乳幼児の医療助成制度（都）実施</li> <li>出産育児一時金.....300,000円（助産費・育児手当金を統合）</li> <li>訪問看護療養費、入院時食事療養費、移送費の創設</li> </ul>
平成7年	4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の改正によるスライド改定の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>外来 1か月 1,010円</li> </ul> </li> <li>結核予防法・精神保健法（精神保健福祉法）の一部改正（平成7年7月より施行）</li> <li>結核予防法および精神保健福祉法適用医療の負担方式を公費優先から保険優先に変更</li> <li>結核・精神医療給付金の創設</li> </ul>
平成8年	4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の改正によるスライド改定の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>外来 1か月 1,020円</li> <li>入院 1日 710円</li> </ul> </li> <li>組織改正により、こくほ特別整理主査を設置</li> <li>高額療養費自己負担限度額を63,600円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）</li> </ul>
平成9年	4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>葬祭費..... 60,000円</li> <li>外来薬剤にかかる一部負担金の創設</li> <li>従来の3割負担に加えて、以下のとおり一部負担金がかかる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>内服薬 投薬ごとに1日分につき1種類 0円、2～3種類 30円、4～5種類 60円、6種類100円</li> <li>外用薬 投薬ごとに1種類 50円、2種類 100円、3種類150円</li> <li>頓服薬 投薬ごとに1種類 10円</li> </ul> </li> <li>老人保健法の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>外来 1日 500円 <ul style="list-style-type: none"> <li>（一診療科ごとに1か月に4回 合計2,000円を限度）</li> </ul> </li> <li>入院 1日 1,000円 <ul style="list-style-type: none"> <li>（非課税世帯の老齢福祉年金受給者は1日500円）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>外来の場合、1日500円の他に薬剤の内容と種類に応じて一部負担金がかかる。</li> </ul>

平成10年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 葬祭費..... 70,000円</li> <li>・ 出産育児一時金.....350,000円</li> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の引き上げ 入院 1日 1,100円</li> <li>・ 就学前の幼児の医療助成制度（区）実施（平成10年12月31日まで所得制限あり）</li> <li>・ 組織改正により、こくほ特別整理主査を廃止し、こくほ計画主査を新設</li> </ul>
平成11年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の引き上げ。 外来 1回 530円 入院 1日 1,200円</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度において、薬剤一部負担金を当分の間免除</li> </ul>
平成12年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別区国民健康保険事業調整条例の廃止</li> <li>・ 介護保険法および国民健康保険法の一部を改正する法律の施行</li> <li>・ 第2号被保険者からの介護納付金賦課額分保険料の賦課徴収開始</li> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を廃止</li> </ul>
平成13年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外療養費制度の創設</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額について、医療費に応じた負担を追加、上位所得者区分を新設</li> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担（病床数により月額上限異なる） 診療所 定率1割負担または1日800円（一月4回限度） 入院 定率1割負担（医療機関ごとに上限あり） 薬剤 一部負担金の廃止</li> </ul>
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を新設</li> <li>・ 国民健康保険運営協議会委員のうち、被保険者代表委員（7名）を公募開始</li> <li>・ 保険料滞納者対策の強化</li> </ul>
平成14年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度の一部負担金の改正 外来 病院 定率1割負担（病床数により月額上限異なる） 診療所 定率1割負担または1日850円（一月4回限度）</li> <li>・ 保険料を当初（4月）・本算定（7月）の2回賦課方式から、本算定（6月）の1回賦課方式に変更する。</li> <li>・ 出産育児一時金貸付制度新設</li> <li>・ 組織改正により、こくほ計画主査を廃止</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人保健制度改正 昭和7年10月1日以降に生まれた方は75歳から老人保健の対象</li> <li>・ 高齢受給者証の新設 昭和7年10月1日以降に生まれた方は70歳から74歳まで同証を使用</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 3歳未満 = 2割負担 70歳以上 = 1割負担（一定以上所得者2割）</li> <li>・ 70歳以上の（老健対象者以外）薬剤一部負担金廃止</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> </ul>
平成15年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証のカード化 一人一枚となる</li> <li>・ 高額医療費共同事業の創設</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 薬剤一部負担金の廃止 3歳以上70歳未満はすべて3割負担</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> <li>・ 結核・精神医療給付金の支給対象を住民税非課税の者とする。</li> <li>・ 出産育児一時金委任払開始</li> <li>・ 組織改正により国民健康保険課と国民年金課を統合。新名称は国保年金課となる。</li> </ul>



平成16年	1月 4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託収納員による保険料の納付勧奨と収納の開始</li> <li>・ 組織改正により、年金給付係と年金適用係を統合。新名称は国民年金係となる。こくほ管理係が管理係に名称を変更</li> <li>・ コンビニ収納開始</li> </ul>
平成17年	3月 4月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険保健事業の見直しにより、夏期保養施設事業を廃止</li> <li>・ 新規事業として、日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を開始</li> <li>・ 健康増進啓発事業として、健康増進啓発パンフレットを国保加入全世帯に配付</li> <li>・ 一定以上所得者の判定基準額の変更</li> </ul>
平成18年	4月 6月 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法の施行に伴い、精神医療給付金の給付割合などを変更</li> <li>・ 公的年金等控除などの見直しに伴う経過措置として、保険料算定時の特別控除および均等割額軽減基準の緩和を実施（2年間）</li> <li>・ 国民健康保険料滞納整理事務について、収納率向上を図るため派遣業務委託を開始</li> <li>・ こくほ整理係をこくほ整理第一係、国保整理第二係、こくほ特別整理係の3係に再編</li> <li>・ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行</li> <li>・ 高額医療費共同事業の継続（平成18年度から平成21年度まで）</li> <li>・ 現役並み所得者の判定基準額の変更</li> <li>・ 低所得者 の対象範囲を拡大</li> <li>・ 70歳以上の現役並み所得者の一部負担金の割合の変更（2割から3割へ）</li> <li>・ 特定療養費の廃止、保険外併用療養費および入院時生活療養費の新設</li> <li>・ 70歳未満の上位所得者の判定基準額の変更</li> <li>・ 高額療養費の自己負担限度額の変更</li> <li>・ 保険財政共同安定化事業の創設（平成18年度から平成21年度まで）</li> </ul>
平成19年	4月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改正により、特定健診・保健指導計画主査を新設。また、組織面での効率化を図るためこくほ整理第一係とこくほ整理第二係を統合。新名称はこくほ整理係となる。</li> <li>・ 住民税率フラット化に伴い、特別区独自の激変緩和措置を講じる（平成19年度）</li> <li>・ 70歳未満の加入者を対象とした、入院に係る高額療養費の現物給付を開始</li> <li>・ 保険料未納者対策として、納付案内事業を開始</li> </ul>
平成20年	3月 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 練馬区特定健康診査等実施計画（平成20年度～24年度）の策定</li> <li>・ 後期高齢者医療制度新設 75歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方）は後期高齢者医療制度に移行</li> <li>・ 一部負担金の割合の改正 乳幼児の一部負担金2割の対象者が義務教育就学前までに拡大 70歳～74歳の一部負担金1割の方（現役並み所得者は3割）は原則2割に（ただし平成21年3月までは1割に据え置き）</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度新設</li> <li>・ 療養病床入院時の食事・居住費対象年齢変更（65歳以上）</li> <li>・ 退職者医療制度廃止（対象年齢を65歳未満に改正し、新規加入は平成26年度まで経過措置）</li> <li>・ 住民税フラット化に伴う特別区独自の激変緩和措置（平成20年度）</li> <li>・ 特定健康診査・特定保健指導の実施</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度への移行により国保加入世帯員が減少した場合、減額判定の人数に旧国保加入者を含める（5年間）。</li> <li>・ 被用者保険などの被扶養者で、加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入することになった65歳以上の方の保険料は、均等割額の5割のみに軽減する（2年間）。</li> </ul> </li> <li>・ 70歳以上の高額療養費の所得区分の判定の変更は行わない（平成20年7月まで）。</li> <li>・ 現役並み所得者の判定単位の変更に伴い、新たに3割負担となる方で一定の要件を満たす場合、高額療養費の一部負担金を一般世帯並みに据え置く（2年間）。</li> </ul>

平成21年	1月 4月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金.....380,000円（産科医療保障制度の創設に伴う引き上げ）</li> <li>・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成22年3月まで延長</li> <li>・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行</li> <li>・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第1回）</li> <li>・ 出産育児一時金.....420,000円（政府の緊急の少子化対策による引き上げ）</li> <li>・ 出産育児一時金の直接支払制度開始</li> </ul>
平成22年	4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改正 国保収納担当課を新設し、下記の3係を国保年金課から移行  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こくほ収納係</li> <li>・ こくほ整理係</li> <li>・ こくほ特別整理係</li> </ul> 高年齢社会対策課から下記の2係を国保年金課へ移行  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者保険料係</li> <li>・ 後期高齢者資格係</li> </ul> </li> <li>・ 非自発的失業者に対する軽減措置開始 失業者の前年所得のうち給与所得を30/100とみなして、保険料を計算し、高額療養費や高額介護合算療養費の自己負担限度額を判定する。</li> <li>・ 条例減額の軽減割合を改正  <ul style="list-style-type: none"> <li>1号世帯 6割軽減から7割軽減へ改正</li> <li>2号世帯 4割軽減から5割軽減へ改正</li> <li>3号世帯 2割軽減を新設</li> </ul> </li> <li>・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成23年3月まで延長</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置 被用者保険などの被扶養者で、加入者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより国保に加入することになった65歳以上の方の保険料は、均等割額の5割のみに軽減する（後期高齢者医療制度廃止まで）。</li> <li>・ 高額医療費共同事業の継続（平成22年度から平成25年度まで）</li> <li>・ 保険財政共同安定化事業の継続（平成22年度から平成25年度まで）</li> <li>・ 保険料収納窓口業務の一部を委託開始</li> <li>・ 保険料のモバイルレジ収納開始</li> <li>・ 宿泊保養施設事業を後期高齢者医療制度と合同で実施</li> <li>・ 資格証世帯の中学生以下の子どもに対する短期証の発行を高校生世代以下に拡大</li> <li>10月 ・ 保険料の年金からの引き落とし（特別徴収）開始</li> </ul>
平成23年	3月 4月 9月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災のり災者にかかる保険料および一部負担金の減免の実施</li> <li>・ 日帰り温泉施設「大江戸温泉物語」割引提供事業を廃止</li> <li>4月 ・ 組織改正により、国保収納担当課を廃止し、下記の3係を収納課へ移行  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こくほ収納係</li> <li>・ こくほ整理係</li> <li>・ こくほ特別整理係</li> </ul> 国保年金課に制度改正担当係を新設</li> <li>・ 所得割額保険料の算定方式を住民税方式から、旧ただし書き方式に変更</li> <li>・ 旧ただし書き方式への移行に伴う保険料の経過措置（平成23年度から平成24年度まで）</li> <li>・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成24年3月まで延長</li> <li>・ 出産育児一時金の受取代理制度開始</li> <li>・ こくほ健康力No.1プロジェクトの創設（平成23年度から平成25年度まで）</li> <li>9月 ・ 資格証世帯への一斉訪問調査の実施（第2回）</li> <li>10月 ・ 国保総合システムの導入</li> <li>・ 柔道整復療養費支払を東京都国民健康保険団体連合会に委託</li> </ul>

平成24年	3月	・ 組織改正 こくほ特別整理係を廃止
	4月	・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成25年3月まで延長
	7月	・ 外来診療における高額療養費の現物給付化 ・ 財政基盤強化策の延長（平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業）について、1年間（平成26年度まで）延長する。）
	8月	・ 外国人登録制度を廃止し、適法に3月を越えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法の適用対象とする。
	9月	・ 一部負担金、高額療養費、高額介護合算療養費の所得区分について扶養控除と同額の「所得調整控除」を創設
	10月	・ 被保険者証の性別表記について裏面の備考欄への記載が可能となった。 ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知の実施
平成25年	3月	・ 練馬区第二期特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）の策定
	4月	・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の一部負担金2割（本則）の方の公費負担による1割据え置きは平成26年3月まで延長
		・ 住民税非課税者に対する減額措置 旧ただし書き所得の50%を控除して所得割額を計算する。
		・ 国保料の軽減判定時、国保から後期高齢者医療制度に移行した「特定同一世帯所属者」を算定に含める特例措置の恒久化
		・ 所得割額保険料の算定方式が全国的に旧ただし書き方式に統一
平成26年	3月	・ 練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（平成26年度～29年度）を策定
	4月	・ 組織改正 特定健診・保健指導計画担当係を保健事業担当係に改称（一部事務の移管）
		・ 保険料算定の賦課総額に高額療養費にかかる費用の一部を算入
		・ 条例減額の2号（5割軽減）・3号（2割軽減）対象者を拡大するため、判定基準を変更
		・ 一部負担金の割合 70歳～74歳の方のうち、昭和19年4月1日以前に生まれた方で一部負担金2割（本則）の方は公費負担により1割据え置き
		・ 住民税非課税者に対する減額措置 旧ただし書き所得の25%を控除して所得割額を計算する。
		・ 国民健康保険窓口受付（資格・給付・こくほ石神井）等業務の委託開始
		・ 嘱託収納員による保険料の納付勧奨等の廃止
平成27年	1月	・ 高額療養費の自己負担限度額の区分変更 70歳未満の方の所得区分を現行の3段階から5段階に細分化し、世帯の旧ただし書き所得の合計額に応じて、自己負担限度額を変更。（70歳以上の方の所得区分・自己負担限度額は据え置き。）
		・ 一部負担割合の2割負担の判定基準が変更 高額療養費の自己負担限度額区分変更に伴うもの
	4月	・ 住民税非課税者に対する減額措置の終了
		・ 退職者医療制度の新規加入者への適用が終了 平成26年度末までに対象となった方には「退職者医療制度被保険者証」を継続交付
	9月	・ 国の特定個人情報保護評価委員会に、社会保障・税番号制度における「国民健康保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」を提出

平成28年	1月	・ マイナンバー制度開始に伴い、加入・脱退届出等の際に、個人番号確認書類が必要となる。
	3月	・ 練馬区国民健康保険における保健事業の実施計画（データヘルス計画）（平成27～29年度）の策定
	4月	・ 保険料均等割軽減対象の拡大 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。 ・ 入院時食事代の負担額を360円に引き上げ（非課税世帯は据え置き）
平成29年	4月	・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。
	5月	・ 国民健康保険制度改革に伴い、特定個人情報保護評価の再実施
	8月	・ 高額療養費制度および入院時生活療養費の変更
	11月	・ マイナンバーを用いた情報連携の本格運用を開始
平成30年	4月	・ 国民健康保険制度改革に伴い、東京都と国民健康保険制度の共同運営を開始 ・ 練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 ・ 練馬区第三期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～35（2023）年度）の策定 ・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。
	8月	・ 高額療養費制度の区分細分化
平成31年	4月	・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。 ・ 還付加算金および充当加算金の加算を開始
令和2年	4月	・ 保険料均等割軽減対象の改定 均等割額の5割軽減および2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げる。
	6月	・ 新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の給付に係る条例改正（令和2年1月1日から適用） ・ 新型コロナウイルス感染症対策の影響により収入が減少した世帯に係る保険料の減免の実施（令和2年2月1日から適用）

# 1.1 保険料率等の推移

年度	基礎（医療）分			後期高齢者支援金分			介護分		
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額
昭和34年度	95/100	600円	5万円	（平成20年度から）			（平成12年度から）		
35年度									
36年度									
37年度									
38年度									
39年度									
40年度									
41年度									
42年度									
43年度									
44年度	112/100	500円	8万円						
45年度									
46年度									
47年度									
48年度									
49年度									
50年度									
51年度									
52年度									
53年度									
54年度	122/100	2,400円	12万円						
55年度									
56年度									
57年度									
58年度									
59年度									
60年度									
61年度									
62年度									
63年度									
平成元年度	107/100	4,800円	17万円						
2年度									
3年度									
4年度									
5年度									
6年度	133.7/100	6,000円	22万円						
7年度									
8年度									
9年度									
10年度									
11年度	118/100	8,400円	24万円						
12年度									
13年度									
14年度									
15年度									
16年度	107/100	9,000円	26万円						
17年度									
18年度									
19年度									
20年度									
21年度	122/100	12,000円	35万円						
22年度									
23年度									
24年度									
25年度									
26年度	118/100	14,400円	40万円						
27年度									
28年度									
29年度									
30年度									
31年度	107/100	16,800円	44万円						
32年度									
33年度									
34年度									
35年度									
36年度	133.7/100	15,900円	50万円						
37年度									
38年度									
39年度									
40年度									
41年度	119/100	16,800円	52万円						
42年度									
43年度									
44年度									
45年度									
46年度	155/100	19,500円							
47年度									
48年度									
49年度									
50年度									

年度	基礎（医療）分			後期高齢者支援金分			介護分					
	所得割率	均等割額	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額	所得割率	均等割	賦課 限度額			
9年度	162/100	22,500円	52万円	（平成20年度から）			（平成12年度から）					
10年度	187/100	26,100円	53万円									
11年度												
12年度	194/100									17/100	7,200円	7万円
13年度		27,300円								22/100	8,100円	
14年度										23/100	7,800円	
15年度	204/100	29,400円								29/100	9,000円	
16年度	208/100	30,200円								37/100	10,800円	8万円
17年度		32,100円								43/100	12,000円	
18年度	182/100	33,300円								40/100		
19年度	124/100	35,100円		26/100		9万円						
20年度	90/100	28,800円	47万円	27/100	8,100円	12万円	19/100	11,100円				
21年度	68/100	27,600円		26/100	9,600円		13/100		10万円			
22年度	80/100	31,200円	50万円	23/100	8,700円	13万円	14/100	12,000円				
23年度	6.13/100		51万円	1.96/100		14万円	1.41/100	13,200円	12万円			
24年度	6.28/100	30,000円		2.23/100	10,200円		1.55/100	14,100円				
25年度	6.02/100	30,600円		2.34/100	10,800円		1.76/100	15,000円				
26年度	6.30/100	32,400円		2.17/100		16万円	1.63/100	15,300円	14万円			
27年度	6.45/100	33,900円	52万円	1.98/100		17万円	1.48/100	14,700円	16万円			
28年度	6.86/100	35,400円	54万円	2.02/100		19万円	1.53/100					
29年度	7.47/100	38,400円		1.96/100	11,100円		1.54/100	15,600円				
30年度	7.32/100	39,000円	58万円	2.22/100	12,000円		1.61/100					
31年度	7.25/100	39,900円	61万円	2.24/100	12,300円		1.62/100					
令和2年度	7.14/100		63万円	2.29/100	12,900円		1.98/100		17万円			

所得割額の算定となる賦課基準額：昭和34～昭和56年度は、前年度区民税額  
昭和57～平成22年度は、当該年度住民税額  
平成23年度～は、当該年度旧ただし書き所得

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表  
（平成31年度）

都道府県名	東京都				
保険者名	練馬区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2 0

事業開始年月日	昭和36年12月 1日
---------	-------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	0円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	101,946					
被保険者数	総数	144,169	3,476	46,213	23,317	3,521
	退職被保険者等	12	0			
	一般被保険者	144,157	3,476	46,213	23,317	3,521

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	103,550					
被保険者数	総数	147,479	3,380	47,004	22,787	3,434
	退職被保険者等	86	0			
	一般被保険者	147,393	3,380	47,004	22,787	3,434

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	51,255	52,503
介護保険第2号世帯数	44,260	45,175

	年度平均
標準負担額の減額状況	3,199

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	139

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
		13,076	4,824	18,715	403	461	1	1,053	33,709
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
		10,739	3,137	19,216	748	790	4,680	2,579	38,752

本年度末現在	専 任	兼 任	計
事務職員数	76	0	76

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	結核医療給付金 精神医療給付金	作成者 氏 名	印
----	--------------------	------------	---

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)  
 (平成 31 年度)

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	練馬区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 2 0

収 入				支 出							
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分		
		円	円	円			円	円	円		
保険料 △税 ▽	一般被保 険者分	医療給付費分	12,125,550,241		給 付 費	総 務 費	療養給付費	1,278,830,222			
		後期高齢者支援金分	3,730,872,074	3,730,872,074			療養費	33,880,431,675			
		介護納付金分	1,433,249,598				療養費	604,698,554			
		一般被保険者分計	17,289,671,913	3,730,872,074			1,433,249,598	小計	34,485,130,229		
		計	17,300,950,660	3,733,098,498			1,435,024,009	高額療養費	4,744,153,919		
	退職被保 険者分	医療給付費分	7,277,912		給 付 費		保 険 給 付 費	高額介護合算療養費	7,658,138		
		後期高齢者支援金分	2,226,424	2,226,424				移送費	377,556		
		介護納付金分	1,774,411					1,774,411	出産育児諸費	198,324,929	
		退職被保険者等分計	11,278,747	2,226,424				1,774,411	葬祭諸費	50,540,000	
		計	17,300,950,660	3,733,098,498				1,435,024,009	育児諸費	0	
都道府県支出金 △交付金 ▽	国庫支出金	22,246,000		給 付 費	保 険 給 付 費	その他		53,835,586			
	保険給付費等交付金(普通交付金)	39,703,498,153				一般被保険者分計		39,540,020,357			
	保険者努力支援分	216,702,000				療養給付費		26,876,446			
	特別調整交付金分	184,969,000				療養費		523,697			
	都道府県繰入金(2号分)	296,344,000				小計		27,400,143			
	特定健康診査等負担金	196,580,000				高額療養費	5,518,792				
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	894,595,000				高額介護合算療養費	91,585				
	財政安定化基金交付金	0				移送費	0				
	その他	0				退職被保険者等分計	33,010,520				
	計	40,598,093,153				審査支払手数料	187,201,193				
一般会計繰入金	連合会支出金	0		給 付 費	保 険 給 付 費	計	39,760,232,070				
	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,998,699,540	429,074,430			177,749,520	事 業 費	国 民 健 康 保 険 給 付 費	医療給付費	15,172,300,570	
	保険基盤安定(保険者支援分)	1,240,071,173	270,521,574			94,024,922			一般被保険者分	7,320,526	
	職員給与費等	1,183,556,385							退職被保険者等分	15,179,621,096	
	出産育児一時金等	132,216,619							医療給付費分計	4,768,162,326	4,768,162,326
	財政安定化支援事業	0							一般被保険者分	2,363,232	2,363,232
	その他	1,406,453,990							退職被保険者等分	4,770,525,558	4,770,525,558
	計	5,960,997,707	699,596,004			271,774,442			後期高齢者支援金等分計	1,847,700,952	1,847,700,952
	直診勘定繰入金	0							介護納付金分	21,797,847,606	4,770,525,558
	その他の収入	111,092,189							計	1,847,700,952	1,847,700,952
小計(単年度収入) A	63,993,379,709	4,432,694,502	1,706,798,451	財政安定化基金拠出金	0						
基金繰入金 C	0			保健事業費	13,262,711						
繰越金 D	600,000,000			特定健康診査等事業費	674,393,073						
市町村債 E	0			健康管理センター事業費	0						
うち財政安定化基金貸付金	0			計	687,655,784						
収入合計 (A+C+D+E)	64,593,379,709			保険給付費等交付金償還金	456,884,537						
				直診勘定繰出金	0						
				その他の支出	128,092,761	9,640,238					
				小計(単年度支出) B	64,109,542,980	4,780,165,796					
				単年度収支差(A-B)	-116,163,271	-347,471,294					
						1,851,691,860					
						-144,893,409					

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0		
繰越金 D	600,000,000			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	64,593,379,709			支出合計 (B+F+G+H)	64,109,542,980		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	483,836,729		
				うち次年度への繰越金 I	483,836,729		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資 産		金額(円)	負 債 及 び 純 資 産		金額(円)
科 目			科 目		
基金保有額	a	0	繰上充用金(当年度赤字額)	e	0
次年度への繰越金	b	483,836,729	市町村債残高	f	0
貸付金等	c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	g	0
その他の資産	d	0	その他の負債		0
資産合計 (a+b+c+d)		483,836,729	負債合計 (e+f+g)		0
			純資産(資産合計-負債合計)		483,836,729

備考	作成者氏名	印
----	-------	---



様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)  
(平成31年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	17,956,409,494	16,123,772,640	42,281,105	59,927,284	1,772,709,570	9,476,197
	滞納繰越分	3,277,176,359	1,120,276,934	3,341,234	754,101,222	1,402,798,203	7,318,029
	計	21,233,585,853	17,244,049,574	45,622,339	814,028,506	3,175,507,773	16,794,226

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
△一般被保険者分 ▽	療養給付費	計	33,766,934,124	33,880,431,675	96,688,359	16,809,192	0
		現年度分 (再掲)	33,766,934,124	33,880,431,675	96,688,359	16,809,192	0
	療養費	計	604,116,720	604,698,554	581,834	0	0
		現年度分 (再掲)	604,116,720	604,698,554	581,834	0	0
		高額療養費	4,739,104,655	4,744,153,919	4,920,464	128,800	0
		高額介護合算療養費	7,658,138	7,658,138	0	0	0
		移送費	377,556	377,556	0	0	0
		その他の保険給付費	300,990,865	302,700,515	1,709,650	0	0

4. 市町村標準保険料 (税) 率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.56	0.00	43,707	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.42	0.00	13,883	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.04	0.00	15,148	0

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
89.84%	34.26%	81.28%
備考		
	作成者 氏名	印

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料 の別 保険税	(1) 料	(2) 税	保険料（税） 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料（税） 徴収回数	回 10
	保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額		
	千円 17,227,753	千円 1,391,876	千円 1,205	千円 17,568	千円 2,916,091	1増・(2)減	千円 320,154	千円 12,580,859	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 11,234,693	千円 0	千円 5,993,060	千円 0	% 7.25	% 0.00	円 39,900	円 0		
65.21%	0.00%	34.79%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 154,961,285	千円 0	104,808	46,081	14	368	2,851	150,202	千円 610	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税)		(1)	(2)	③	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税	賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	③ 2方式	(4) その他			
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額			
千円 5,318,618	千円 429,074	千円 372	千円 5,424	千円 896,448	1増・②減	千円 99,902	千円 3,887,398			
保険料(税)算定額内訳					料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3,471,133	千円 0	千円 1,847,485	千円 0	% 2.24	% 0.00	円 12,300	円 0			
65.26%	0.00%	34.74%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数			
千円 154,961,285	千円 0	104,808	46,081	14	368	2,801	150,202			千円 190
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式		(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税	災害等による 減免額	その他の 減免額	4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額			
千円 1,990,506	千円 178,430	千円 29	千円 12	千円 286,270	1増・②減	千円 36,208	千円 1,489,557			
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,157,794	千円 0	千円 832,712	千円 0	% 1.62	% 0.00	円 15,600	円 0			
58.17%	0.00%	41.83%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額		
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数			
千円 71,468,765	千円 0	45,793	18,261	4	1	1,077	53,379	千円 160		
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
（平成31年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	2,334,674	46,453,950,276	33,766,737,274	11,162,559,288	1,524,653,714
食事療養・生活療養（再掲）	24,401	656,373,005	337,787,509	314,763,126	3,822,370
食事療養・生活療養	30		196,850	-196,850	0
療養費	3,461	57,039,210	39,933,874	16,034,465	1,070,871
補装具	1,049	42,755,100	31,399,865	10,548,245	806,990
柔道整復師	72,122	583,271,459	421,197,886	161,605,597	467,976
アンマ・マッサージ	3,208	107,209,861	78,920,968	23,837,443	4,451,450
ハリ・キウウ	3,279	44,742,090	32,664,127	11,342,674	735,289
その他	0	0	0	0	0
小計	83,119	835,017,720	604,116,720	223,368,424	7,532,576
海外療養費（再掲）	136	6,850,778	4,676,494	2,174,284	0
移送費	4	377,556	377,556	0	0
計	2,417,827	47,289,345,552	34,371,428,400	11,385,730,862	1,532,186,290

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,165,300	25,077,908,861	18,777,405,594	5,948,041,668	352,461,599
食事療養・生活療養（再掲）	13,257	329,541,398	158,599,657	169,650,361	1,291,380
食事療養・生活療養	12		28,000	-28,000	0
療養費	33,942	366,707,025	276,276,646	86,222,696	4,207,683
海外療養費（再掲）	17	641,094	480,994	160,100	0
移送費	1	202,919	202,919	0	0
計	1,199,255	25,444,818,805	19,053,913,159	6,034,236,364	356,669,282

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	606,939	13,124,905,258	10,444,653,013	2,547,840,292	132,411,953
食事療養・生活療養（再掲）	7,088	178,615,560	87,418,506	90,047,114	1,149,940
食事療養・生活療養	3		5,100	-5,100	0
療養費	17,219	196,492,069	157,142,299	35,987,168	3,362,602
海外療養費（再掲）	7	506,456	386,750	119,706	0
移送費	0	0	0	0	0
計	624,161	13,321,397,327	10,601,800,412	2,583,822,360	135,774,555

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	93,187	1,854,992,126	1,291,731,950	546,875,264	16,384,912
食事療養・生活療養（再掲）	902	17,590,155	5,550,961	12,039,194	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	2,800	27,421,808	19,181,756	8,226,408	13,644
海外療養費（再掲）	1	25,610	17,927	7,683	0
移送費	0	0	0	0	0
計	95,987	1,882,413,934	1,310,913,706	555,101,672	16,398,556

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	62,877	748,252,820	596,617,168	37,889,800	113,745,852
食事療養（再掲）	405	4,048,430	1,253,660	2,414,140	380,630
食事療養	0		0	0	0
療養費	253	3,387,244	2,705,101	112,535	569,608
海外療養費（再掲）	9	197,608	181,493	0	16,115
移送費	0	0	0	0	0
計	63,130	751,640,064	599,322,269	38,002,335	114,315,460

備考		作成者	
		氏名	印

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（平成31年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	13,443	24,462	6,976	9,311	14,299	10,430	4,863	83,784	39,718
	高額療養費(円)	233,652,232	227,742,286	675,639,148	828,663,101	2,063,480,957	324,213,784	385,713,147	4,739,104,655	4,138,914,396
(再掲)前期 高齢者分	件数	9,402	23,695	2,952	5,174	8,110	8,196	2,436	59,965	
	高額療養費(円)	139,396,315	194,723,857	288,037,252	434,165,064	1,149,395,999	219,610,425	126,955,718	2,552,284,630	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	6,708	22,554	650	2,623	4,729	7,497	1,738	46,499	
	高額療養費(円)	70,997,565	149,326,496	43,971,416	176,152,226	522,308,168	171,051,027	60,467,400	1,194,274,298	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	317	501	133	217	393	58	75	1,694	
	高額療養費(円)	14,044,487	15,718,320	14,424,077	22,307,054	78,733,086	5,734,150	5,509,031	156,470,205	
(再掲) 未就学児分	件数	7	22	6	0	266	58	50	409	
	高額療養費(円)	84,069	847,012	431,926	0	23,887,935	651,929	9,372,343	35,275,214	
長期高額特定疾病該当者数								543人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	321
給付額(円)	7,658,138

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	464	722	0	0	50,699	51,885
給付額(円)	194,880,000	50,540,000	0	0	53,805,936	299,225,936

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（平成31年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	25,827 <sup>件</sup>	384,155 <sup>日</sup>	15,427,538,747 <sup>円</sup>
	入院外	1,155,390	1,764,971	16,932,649,742
	歯科	302,663	533,396	3,623,635,519
	小計	1,483,880	2,682,522	35,983,824,008
調剤		842,822	(1,008,378枚)	9,279,378,543
食事療養・生活療養		(24,401)	(995,543回)	656,373,005
訪問看護		7,972	49,118	534,374,720
合計		2,334,674	2,731,640	46,453,950,276

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	13,942 <sup>件</sup>	193,619 <sup>日</sup>	8,805,508,850 <sup>円</sup>
	入院外	580,702	915,100	9,185,303,543
	歯科	141,867	252,155	1,669,465,490
	小計	736,511	1,360,874	19,660,277,883
調剤		426,423	(506,096枚)	4,905,047,060
食事療養・生活療養		(13,257)	(492,445回)	329,541,398
訪問看護		2,366	16,199	183,042,520
合計		1,165,300	1,377,073	25,077,908,861

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,468 <sup>件</sup>	104,640 <sup>日</sup>	4,610,088,640 <sup>円</sup>
	入院外	303,107	487,096	4,819,373,522
	歯科	71,081	127,090	851,378,500
	小計	381,656	718,826	10,280,840,662
調剤		224,087	(267,772枚)	2,577,221,476
食事療養・生活療養		(7,088)	(266,944回)	178,615,560
訪問看護		1,196	7,875	88,227,560
合計		606,939	726,701	13,124,905,258

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	935 <sup>件</sup>	10,771 <sup>日</sup>	621,185,200 <sup>円</sup>
	入院外	47,043	72,435	701,198,087
	歯科	11,388	19,672	126,280,810
	小計	59,366	102,878	1,448,664,097
調剤		33,708	(39,296枚)	376,290,984
食事療養・生活療養		(902)	(26,111回)	17,590,155
訪問看護		113	973	12,446,890
合計		93,187	103,851	1,854,992,126

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	481 <sup>件</sup>	3,685 <sup>日</sup>	276,867,320 <sup>円</sup>
	入院外	32,060	47,283	281,312,700
	歯科	4,463	6,097	45,396,760
	小計	37,004	57,065	603,576,780
調剤		25,676	(34,438枚)	123,368,380
食事療養		(405)	(6,352回)	4,048,430
訪問看護		197	1,226	17,259,230
合計		62,877	58,291	748,252,820

備考		作成者		氏名		印
----	--	-----	--	----	--	---

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成 31 年度)

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	10	
	混合世帯	1	
退職被保険者等数	退職被保険者	11	
	被扶養者	1	0
	計	12	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	58	
	混合世帯	22	
退職被保険者等数	退職被保険者	80	
	被扶養者	6	0
	計	86	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)	
保険料 (税) 医療給付費分	7,277,912	医 療 給 付 費	療養給付費	26,876,446
保険給付費等交付金 (普通交付金)	35,759,740		療 養 費	523,697
その他の収入	413,068		小 計	27,400,143
合 計	43,450,720		高 額 療 養 費	5,518,792
			高額介護合算療養費	91,585
			移 送 費	0
			計	33,010,520
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	7,320,526	
		その他の支出	14,125	
		前年度繰上充用金	0	
		合 計	40,345,171	

2. 保険料 (税) 収納状況

(円)

	調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	8,894,633	8,782,621	0	0	112,012	0
滞納繰越分	6,990,452	2,496,126	0	1,214,341	3,279,985	0
計	15,885,085	11,278,747	0	1,214,341	3,391,997	0

3. 医療給付支払状況

(円)

		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療養給付費	計	26,496,269	26,876,446	380,177	0	0
	現年度分 (再掲)	26,496,269	26,876,446	380,177	0	0
療 養 費	計	523,697	523,697	0	0	0
	現年度分 (再掲)	523,697	523,697	0	0	0
高 額 療 養 費		5,502,442	5,518,792	16,350	0	0
高額介護合算療養費		91,585	91,585	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計			
		98.74%	35.71%	71.00%		
備 考					作 成 者 氏 名	印



様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（平成 31 年度）

都道府県名	東京都				
保険者名	練馬区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	20

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 11,053	千円 1,776	千円 0	千円 0	千円 435	1増・(2)減	千円 3,114	千円 5,728
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 5,706	千円 0	千円 5,347	千円 0				
51.62 %	0.00 %	48.38 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 78,707	千円 0	127	96	0	0	6	134

備		作成者	
考		氏名	印

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成31年度）

都道府県名	東京都				
保険者名	練馬区				
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	20

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 3,411	千円 547	千円 0	千円 0	千円 130	1増・(2)減	千円 973	千円 1,761
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 1,763	千円 0	千円 1,648	千円 0				
51.69%	0.00%	48.31%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 78,707	千円 0	127	96	0	0	6	134

備考		作成者	
		氏名	印

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（平成31年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	2,072	37,972,509	26,496,269	10,963,469	512,771
食事療養（再掲）	17	384,509	184,669	199,840	0
食事療養	0		0	0	0
診療費	6	132,510	92,757	39,753	0
補装具	5	127,472	89,229	38,243	0
柔道整復師	61	445,148	311,597	133,551	0
アンマ・マッサージ	1	43,020	30,114	12,906	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	73	748,150	523,697	224,453	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	2,145	38,720,659	27,019,966	11,187,922	512,771

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0		0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数		10	4	13	0	18	1	47	27
	高額療養費(円)	132,492	67,134	986,016	0	3,773,416	540,222	3,162	5,502,442
(再掲)	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	1
給付額(円)	91,585

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （平成31年度）

都道府県名	東京都					
保険者名	練馬区					
都道府県・保険者番号	1	3	-	0	2	0

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	19	243	14,912,710	2	22	731,260
	入院外	721	965	9,392,590	327	461	2,752,860
	歯科	180	303	2,038,190	109	201	1,320,780
	小計	920	1,511	26,343,490	438	684	4,804,900
	調剤	482	( 535 枚)	4,294,470	232	( 274 枚)	2,145,140
	食事療養	( 16)	( 469 回)	370,719	( 1)	( 21 回)	13,790
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	1,402	1,511	31,008,679	670	684	6,963,830

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	印
----	--	-----------	---

給 付 別 表 V 表 (1)  
( 全 体 )

(平成31年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分					
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分	
				薬剤一部負担	指定公費(再掲)		
老人医療 (法制 No.41)	0	0	0	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No.51)	2,355,597	11,812,760	8,276,927	2,744,037	0	791,796	
心障医療 (法制 No.80)	305,372,150	2,095,333,880	1,509,740,331	325,924,711	0	259,668,838	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	11,797,507	288,063,860	201,822,318	17,686,606	0	68,554,936	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	1,615,329	16,740,300	12,063,244	1,236,248	0	3,440,808	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	8,231,836	157,375,320	114,948,542	28,869,043	0	13,557,735	
C型肝炎 (法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0	0	0	0	0	0	
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	-260,420	-208,336	0	0	-52,084	
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0	0	0	0		0	
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	24,262,873	619,283,030	433,498,121	25,796,215		159,988,694	
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	1,053,136	751,262,180	530,710,750	50,958,267	0	169,593,163	
計	354,688,428	3,939,610,910	2,810,851,897	453,215,127	0	675,543,886	

2 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	470	197,400,000

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 V 表 (2)  
(70歳以上一般分再掲)

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				他 法 負 担 分 指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金		
老人医療 (法制 No.4 1)						
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	79,950	63,960	0	15,990	
心障医療 (法制 No.8 0)	53,941,319	430,066,110	344,052,888	54,916,087	31,097,135	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	74,154	1,776,160	1,420,928	76,831	278,401	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	42,406	3,450,340	2,760,272	50,498	639,570	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	3,284,778	47,858,180	38,286,544	7,939,863	1,631,773	
C型肝炎(法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)						
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	1,014,451	48,272,240	38,617,792	4,540,515	5,113,933	
計	58,357,108	531,502,980	425,202,384	67,523,794	38,776,802	

2 70歳以上一般分の療養の給付に係る指定公費

	金 額
当年診療分(訪問看護含む)	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 V 表 (3)  
( 70 歳 以 上 現 役 並 み 所 得 者 分 再 掲 )

(平成31年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2)費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)					
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	539,907	6,049,720	4,234,804	1,015,718	799,198
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	417,750	292,425	0	125,325
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	24,389	4,062,950	2,844,065	649,612	569,273
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)					
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	22,820	15,974	2,282	4,564
計	564,296	10,553,240	7,387,268	1,667,612	1,498,360

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		

給 付 別 表 V 表 (4)  
( 未 就 学 児 分 再 掲 )

(平成31年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1)高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)					
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)					
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	-260,420	-208,336	0	-52,084
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)					
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)					
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0	0
計	0	-260,420	-208,336	0	-52,084

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		



給 付 別 表 V 表 (5)  
( 前 期 高 齢 者 分 再 掲 )

(平成31年度)

○ 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				指定公費(再掲)
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	
老人医療 (法制 No.41)						
特殊疾病 (法制 No.51)	13,200	349,370	252,554	62,324	34,492	
心障医療 (法制 No.80)	113,245,400	852,072,900	639,457,645	118,525,069	94,090,186	
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	235,878	3,055,820	2,316,690	197,476	541,654	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	860,752	10,388,370	7,616,893	677,246	2,094,231	
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	4,970,383	83,611,660	63,313,980	15,131,576	5,166,104	
C型ウイルス肝炎(法制No.86) (法制No.85 経過措置含)	0	0	0	0	0	
妊娠中毒症 (法制 No.87)						
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)						
乳幼児・その他医療 (区市町村単独)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)						
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)						
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	1,014,457	97,209,540	72,873,902	8,005,617	16,330,021	
計	120,340,070	1,046,687,660	785,831,664	142,599,308	118,256,688	

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (1)  
( 全 体 )

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)	0	0	0	/
特殊疾病 (法制 No.5 1)	106,906	37,906	69,000	0
心障医療 (法制 No.8 0)	57,797,095	30,778,505	27,018,590	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	894,764	381,534	513,230	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	13,300	8,350	4,950	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	509,474	277,234	232,240	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	1,911,646	582,096	1,329,550	0
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	61,233,185	32,065,625	29,167,560	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	指定公費(再掲)
訪問看護	7,972	534,374,720	387,630,151	26,328,413	120,416,156	/

備考						
----	--	--	--	--	--	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (2)  
(70歳以上一般分再掲)

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)				
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	10,921,995	5,633,515	5,288,480	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	21,036	8,416	12,620	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	374,714	222,274	152,440	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	11,317,745	5,864,205	5,453,540	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分	指定公費(再掲)
訪問看護	1,196	88,227,560	70,992,345	8,067,538	9,167,677	

備考						
----	--	--	--	--	--	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (3)  
(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)				
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	13,200	4,000	9,200	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	13,200	4,000	9,200	0

2 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	113	12,446,890	8,712,823	1,168,742	2,565,325

備考	
----	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 N 表 (4)  
(未就学児分再掲)

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.41)				
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)				
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2 訪問看護療養費に係る分

区 分	件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪 問 看 護	197	17,259,230	13,807,384	8,178	3,443,668

備 考	
--------	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練 馬 区		

給 付 別 表 N 表 (5)  
(前期高齢者分再掲)

(平成31年度)

1 地方単独事業公費負担医療に係る**食事療養費** (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No.4 1)				
特殊疾病 (法制 No.5 1)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.8 0)	20,397,378	10,850,648	9,546,730	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.8 1)	21,036	8,416	12,620	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	2,070	690	1,380	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	412,384	233,264	179,120	0
C型ウイルス肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型ウイルス肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.8 7)				
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0
計	20,832,868	11,093,018	9,739,850	0

2 訪問看護療養費に係る分

区 分	件 数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他 法 負 担 分	
					指定公費(再掲)	
訪 問 看 護	2,366	183,042,520	137,716,509	16,586,665	28,739,346	

備 考						
--------	--	--	--	--	--	--

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連 絡 先
13-020	練馬区		

給 付 別 表 U 表

〈公常用〉

(平成31年度)

1 高額介護合算療養費 (C表(2)内訳)

	全 体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上 一般分 (再掲)	70歳以上 現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給 付 額	7,658,138	4,981,885	848,542	278,210	0

2 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全 体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上 一般分 (再掲)	70歳以上 現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No.41)	0				
特殊疾病 (法制 No.51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No.80)	3,191,130	1,797,426	44,654	46,081	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No.81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担なし)	3,074	3,074	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制No.82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型肝炎 (法制No.86) (法制No.85 : B型C型肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No.87)	0				0
乳幼児医療 (法制No.88 都+区市町村)	0				0
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制No.88 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No.10・21)	0	0	0	0	0
計	3,194,204	1,800,500	44,654	46,081	0

保険者番号	保険者名	作成者氏名	連絡先
13-020	練馬区		

令和2年9月 発行

## ねりまの国保

令和2年度（2020年度）

— 令和元年度実績 —

編集・発行 練馬区 区民部

国保年金課・収納課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1

電話 03(5984)4551